



Misrepresentation Act 1967, s 2 (1) に基づく損害賠償 : イングランドの裁判例の検討

安井, 大遥

(Citation)

六甲台論集. 法学政治学篇, 72(1):81-130

(Issue Date)

2025-09-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100497731>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100497731>



Misrepresentation Act 1967, s 2 (1) に基づく 損害賠償 ——イギリスの裁判例の検討——

安 井 大 遥

- I はじめに
- II イギリス法における不実表示の概要
 - 1. 不実表示とは
 - 2. 不実表示に基づく損害賠償請求 判例法と制定法
 - 3. 小括と問題点の指摘
- III Misrepresentation Act 1967, s 2 (1) に基づく損害賠償の性質——裁判例の判断
 - 1. 概要
 - 2. 事実の経過
 - 3. 訴訟の経過
 - 4. 判旨
- IV Royscot判決の判示に関する検討
 - 1. Royscot判決が扱った内容
 - 2. 損害の遠隔性以外に関する判示
 - 3. 損害の遠隔性に関する判示
 - 4. 小括
- V おわりに

I はじめに

イギリス法には、「不実表示」と呼ばれる法制度がある。これは、契約の締結等の場面に

において、事実に反する内容の表示⁽¹⁾（不実表示）がなされたような場合に、当事者に一定の救済を与えるものである。この不実表示をめぐっては、判例法によって様々なルールが形成されてきた。さらに判例法に加えて、制定法である *Misrepresentation Act 1967*（以下、「1967 年法」という）⁽²⁾ も不実表示に関する規定を設けている。

不実表示が行われた場合、不実表示を受けた者（被表明者、*representee*）に与えられる救済としては、契約の取消しと損害賠償の 2 つが挙げられる。特に損害賠償については、判例法によって一定のルールが形成されてきた一方で、制定法である 1967 年法にも重要な規定が存在し、大きな役割を果たしている。

判例法においては、損害賠償の可否やその算定基準が、不実表示をした者（表明者、*representor*）の主観的態様に応じて区別される。すなわち、詐欺という悪性の高い不実表示については重い損害賠償責任が発生するが、過失による不実表示については損害賠償責任が軽減される。その一方で、損害賠償責任について定める制定法である 1967 年法の 2 条 1 項は、損害賠償責任の内容について、条文上必ずしも明確に定めていない。従って、1967 年法に基づく損害賠償の算定にあたって、判例法と同様の形で表明者の主観的態様に応じて、異なる基準を使い分けるべきかどうかが問題となる。

この問題については、リーディングケースが存在する。リーディングケースの *Royscot* 判決においては、1967 年法に基づく損害賠償請求について、表明者の主観的態様に関わらず、判例法上の詐欺において用いられる基準によって、損害賠償額を算定すべきであると判示された。しかし、この判決は、学説から多くの批判を受けている。従って、リーディングケースによりルールは示されているものの、それが本当に妥当なものであるかについては、慎重な検討が必要である。

本稿では、*Royscot* 判決を詳しく検討し、*Royscot* 判決が示したルールの内容が妥当なものであるかを考察する。本稿の構成は、おおよそ以下のとおりである。まず、イギリス法における不実表示制度について、損害賠償に関する規律を中心に概観し、1967 年法に基づく損害賠償の算定をどのように行うべきかが問題となることを示す（Ⅱ）。次に、検討の対象である *Royscot* 判決の事実関係や判旨を整理する（Ⅲ）。そして、*Royscot* 判決で示された判断やこれに関する学説などを検討することで、*Royscot* 判決で示されたルールは適切か考える（Ⅳ）。

(1) 注4で参照する *Andrews* による定義にもあるとおり、現在の事実だけでなく、法律に関する内容について虚偽の表示がなされるようなケースも不実表示となる。また、将来の予測についての虚偽の表示も不実表示となりうる。このように、事実に関する表示以外も不実表示となりうるところではあるが、ひとまず、本稿においては、「事実に反する内容」などと記述する。

(2) ただし、裁判例や論文から直接引用する際には、引用元の文献の表記に従う。

II イギリス法における不実表示の概要

1. 不実表示とは

イギリス法においては、契約の締結過程に関係する法理として「不実表示 (misrepresentation)」というものが存在する⁽³⁾。不実表示について、法による明確な定義は存在しないが、様々な教科書・体系書において定義が試みられている。それらの定義には文言の違いはあるものの、大筋では一致しているものと思われる。一例として、Andrewsによる定義を挙げておく。彼は、不実表示を「他方当事者が、通常は契約を締結することにより依拠するところの、事実または法に関する不正確な表明」⁽⁴⁾と定義する。契約の交渉時などに、一方当事者が、誤った内容の表示を行い、他方当事者がこれを信頼して契約を締結したような場合が、不実表示に該当する。

不実表示を考えるにあたっては、契約条項 (term) と単なる表示 (mere representation) の違いに注意する必要がある⁽⁵⁾。ある表示が契約条項である場合、その表示が守られなかつ

(3) 不実表示には、要件面、効果面で様々な論点が存在するが、本稿では、検討の対象を不実表示に基づく損害賠償請求に関係する論点に限定する。従って、どのような表示がそもそも不実表示に該当するのか(例えば、意見の表明は不実表示になりうるかなど)については、基本的に扱わない。また、不実表示に基づく契約の取消しに関する論点も基本的に、扱わない。

なお、イギリス法の不実表示を扱う日本語の文献として、松本恒雄『英米法における情報提供者の責任——不実表示法理を中心として——(一)、(二・完)』法学論叢100巻3号35頁(1976)、101巻2号60頁(1977)、望月礼二郎『英米法〔新版〕』368-377頁(青林書院、1997)、島田真琴『イギリス取引法入門』97-108頁(慶應義塾大学出版会、2014)などがある。主としてシンガポール法を扱うものであるが、平野温郎=板持研吾編集代表『シンガポールビジネス法のエッセンス』58-61頁[田岡絵理子](中央経済社、2022)も参考になる。

(4) Neil Andrews, *Contract Rules. Decoding English Contract Law* (Intersentia 2016) 97. 原文は、‘an inaccurate statement of fact or law on which the other party relies, normally by entering into a contract’である。

なお、Ewan McKendrick, *Contract law* (15th edn, Bloomsbury Publishing 2023) 274 による定義は、‘an unambiguous, false statement of fact or law which is addressed to the party misled, which is material (although this requirement is now debatable) and which induces the contract’ というものである。こちらのMcKendrickの定義は、Andrewsの定義よりも多くの要素を挙げるが、大筋の内容は両者で共通していると考えられる。

(5) ‘term’ と ‘mere representation’ の二つの用語は、McKendrick (n 4) 173 による。なお、同頁においては、契約交渉時になされた表明は三つに分類されるとし、契約条項と単なる表示に加えて、法的な効果を有さないものである単なる意見の表明 (mere statements of opinion) または「単なる吹聴 (mere puffs)」を挙げるが、主要な分類は、契約条項と単なる表明の二つであるとしている。従って、本文においては、契約条項と単なる表明の二つを取り上げている。

た場合は、契約違反 (breach of contract) となり、一方当事者に対し契約違反に基づく救済が与えられる⁽⁶⁾。その一方で、守られなかった (事実ではなかった) 表明が単なる表示であるとされた場合は、契約違反ではなく、不実表示の問題となる⁽⁷⁾。McKendrick は、契約条項と単なる表示の区別は、究極的には表明がなされた意図 (intention) によるとする⁽⁸⁾。以上のとおり、契約にあたってなされた表明のうち、契約条項ではなく単なる表示であるとされたものが、間違っていた場合に、不実表示が問題となるといえる。

不実表示が行われた場合、被表明者に与えられる救済には、大きく 2 種類のものがある。1 つ目が、契約の取消し (rescission)⁽⁹⁾ である⁽¹⁰⁾。不実表示により締結してしまった契約

(6) ibid.

(7) ibid.

(8) ibid.

なお、McKendrick は、契約条項と単なる表明の区別について、裁判例において示された原則を整理している (ibid 174-75)。

(9) ‘rescission’ は、「取消し」と訳することとする。‘rescission’ は、田中英夫編集代表『英米法辞典』724 頁 (東京大学出版会、1991) では、「取消し」、「合意解除」の訳語が充てられている。また、同頁の ‘rescission of contract’ の欄には、‘rescission’ の語は曖昧に用いられるものの、厳密には、「詐欺や強迫、あるいは錯誤の存在によって契約が完全に有効に成立していない場合の取消しまたはいったん有効に成立した契約を当事者の合意によって解除する場合をさす」との解説がある。また、平野=板持編代・前掲注 3) 60 頁 [田岡絵理子] には、「取消し (rescission)」との記述がある。

(10) 本稿はイギリス法を対象とするものであるが、日本法における不実表示に関する論点・議論にも簡単に言及しておく。不実表示に基づく契約の取消しに対応する概念を日本法から見出すことができるかは難しい問題である。似た規定として、動機 (基礎事情) 錯誤 (民法 95 条 1 項 2 号) や詐欺 (民法 96 条) による意思表示の取消しが考えられる。しかしながら、これらの日本法の規定は、イギリス法における不実表示と完全に重なるものではない。日本法の動機錯誤は、表意者が錯誤に陥っていたことに着目するものであるが、イギリス法の不実表示は、相手方から事実と反する内容の表示がなされたことに着目するものである。従って、イギリス法の不実表示においては、他者による虚偽の内容の表示という、他者からの働きかけが不可欠の要素である。それに対して、日本法の動機錯誤においては、他者からの働きかけは、必ずしも必要な要素ではない。また、日本法の詐欺による意思表示の取消しは、相手方から虚偽の内容の表示がなされた場合に問題となるものではあるが、欺罔行為や故意の存在が、意思表示の取消しの要件となる。これに対し、イギリス法において不実表示に基づく救済が与えられるのは、虚偽の内容の表示が、詐欺的になされた場合に限られない。後述のように、事実と反する表示が、過失によってなされた場合や、善意無過失でなされた場合であっても、契約の取消しが可能である。従って、イギリス法の不実表示は、日本民法の詐欺よりも広い射程を有するといえる。少なくとも、日本民法の中に、不実表示と重なる概念をただちに見出すことは困難であろう。

もっとも、民法以外の特別法において、実質的に不実表示と同様の働きをする規定がある。代表的なものとしては、消費者契約法 4 条 1 項 1 号が挙げられる。これは、「不实告知」と呼ばれることが

ある規定であり、事業者が「重要事項について事実と異なることを告げ」たことにより、消費者が「告げられた内容が事実であるとの誤認」をした状態で契約の申込みや承諾の意思表示をしたとき、これを取り消すことができるとするものである。この不实告知による取消しの要件としては、「客観的に事実と異なることを告げれば足り、事実と異なることについて事業者が認識していたことは要件とされていない」（中田邦博＝鹿野菜穂子編『基本講義消費者法〔第5版〕』92頁〔鹿野菜穂子〕（日本評論社、2022））ため、民法の詐欺よりもゆるやかに意思表示の取消しが認められており、イギリス法の不实表示に基づく契約の取消しと近い規定であるといえる。もっとも、消費者契約法1条において、「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合等について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとする」とされているとおり、消費者契約法における不实告知などの規定は、事業者と消費者という関係の特殊性に着目したものである。従って、イギリス法の不实表示と同内容のものが、一般法理として日本法に存在するとただちに結論づけることはできない。

また、保険法においては、保険契約者または被保険者になる者には、保険者が告知を求めた一定の事項について、告知義務が課される（保険法4条、37条、66条）。そして、保険契約者・被保険者が、告知事項について、故意または重過失により事実の告知をせず、または不实の告知をした場合は、保険者は保険契約を解除することができる（保険法28条1項、55条1項、84条1項）。故意や重過失という要件の充足が必要ではあるが、一方当事者の表示に着目して、契約の解除を認めているという点では、保険法における告知義務や不实告知に基づく契約解除も、イギリス法の不实表示と似たものであるといえるかもしれない。こうした義務の根拠は、給付反対給付均衡原則の実現のためには、保険契約者側に偏在するリスクに関する情報を開示させる必要があるためだと一般的には考えられていると思われる（告知義務の根拠について、山下友信『保険法（上）』394-395頁（有斐閣、2018）など）。これは、一般的法理というよりも、保険契約の特殊性に着目した特別な規定であると考えられる。

もっとも、一般法である民法のレベルにおいても、イギリス法の不实表示と似た概念について議論がなされてきた。山本敬三は、平成29年改正前民法95条の裁判例における運用を分析し、消費者契約のような当事者間に構造的格差が存在する場合に加え、そうした格差が存在しない場合であっても、一方当事者の誤った表示により、表意者が誤った決定をしたケースでは、錯誤無効（平成29年改正前）を認める裁判例が多いことを指摘しており、こうした一方の誤った内容の表示により動機の錯誤が惹起された事例を扱った裁判例を「不实表示型」と呼んでいる（山本敬三「『動機の錯誤』に関する判例の状況と民法改正の方向（下）」NBL1025号37頁、43頁（2014））。

法制審議会民法（債権関係）部会においても、不实表示に関する規定の新設に向け、議論が行われた（債権法改正に際しての、不实表示をめぐる議論について大まかにまとめたものとして、大阪弁護士会民法改正問題特別委員会編『債権法の未来——改正が見送られた重要論点』84-104頁（商事法務、2023）がある）。部会においては、消費者契約法に定められた、不实告知による意思表示の取消しのような規定を「一般ルール」として民法に追加することの可否が、当初の検討事項として挙げられていた（法制審議会民法（債権関係）部会「部会資料12-1 民法（債権関係）の改正に関する検討事項（7）」8-9頁（平成22年6月8日）（<https://www.moj.go.jp/content/000048758.pdf>））。議論を経て示された中間試案においては、相手方から事実と異なる表示がなされた結果、動機錯誤が惹

は、取り消しうる契約 (voidable contract) とされる。原則として、取消しを望む被表明者は、契約を取り消す旨を表明者側に伝えなければならない。取消しは、遡及的 (retrospectively) かつ将来的 (prospectively) なものであり、可能な限り、契約を締結する前の状態に当事者を復させることが図られる⁽¹¹⁾。契約の取消しは、どのような不実表示であっても、基本的には利用できる救済である。従って、表明者側が善意無過失で不実表示をした場合であっても、取消しが可能である。もっとも、契約の取消しは制限されることもある。McKendrick は、契約を取り消す権利が失われる場合として、①真実を知った後の、被表明者による契約の追認 (affirmation)、②誠実に (in good faith) 行動し対価 (consideration) を払った、善意の第三者 (innocent third party) の権利の介入、③取消しを認めることが不均衡であるほどの長さの時間の経過、の三点を挙げる⁽¹²⁾。そして、取り消す権利が失われることの主要な

起された場合の取消しに関する規定を設け、不実表示を動機錯誤のルールの中に取り込む形の案が示された (法制審議会民法 (債権関係) 部会「民法 (債権関係) の改正に関する中間試案」(平成 25 年 7 月 4 日補訂) 2 頁 (<https://www.moj.go.jp/content/000110383.pdf>)、中間試案における不実表示の扱いに関する詳細な説明については、法務省民事局参事官室「民法 (債権関係) の改正に関する中間試案の補足説明」(平成 25 年 4 月) 19-23 頁 (<https://www.moj.go.jp/content/000109950.pdf>) を参照されたい)。

しかしながら、最終的には、中間試案のような形で不実表示に相当する規定を置くことは見送られ、平成 29 年改正において、不実表示が民法典に設けられることはなかった。もっとも、解釈によって不実表示を考慮することができるとの見解も存在する。石川博康は、改正後の民法 95 条において「基礎事情の錯誤に関する要件については、不実表示による錯誤の場合をも広く包摂し得るように柔軟かつ規範的に理解する必要がある」とするほか、「不実表示の対象となった事項と当該法律行為との関連性、その事項を真実であると信じたことの正当性、当事者の属性等に起因した情報力の格差、といった諸事情を総合的に考慮して、不実表示が (正当にも) 法律行為の前提とされていたことが表意者の意思表示を通じて『表示されていた』と認められるか否かを判断すべき」だと述べる (石川博康「判批」河上正二＝沖野眞已編『消費者法判例百選 [第2版]』42 頁、43 頁 (2020))。また、鹿野菜穂子は、平成 29 年改正後の民法 95 条 2 項の「法律行為の基礎とされていることが表示されていた」との要件において、諸事情を総合考慮して、意思表示の相手方によって惹起された錯誤による取消しを認めることができるとしている (鹿野菜穂子「惹起型錯誤・不実表示と消契法 4 条」法学教室 441 号 23 頁、29 頁 (2017))。ただし、森勇斗は、以上の鹿野の見解に、「条文の解釈には符合しない」と批判的に言及している (森勇斗「日本錯誤法の『アプローチ』的位置付け及び理論的再構成 (1) —— error 型アプローチ、mistakes 型アプローチ、error-mistakes 型アプローチ、そして日本の錯誤の『リスク転換構造』——」一橋法学 20 巻 1 号 409 頁、422 頁 (2021))。現在の民法の枠組みで、不実表示に基づく意思表示の取消しが可能か、可能だとすればいかなる要件が必要かについては、はっきりせず、裁判例・議論の蓄積が待たれる状況であるように思われる。

(11) Ewan McKendrick, *CONTRACT LAW Text, Cases and Materials* (11th edn, OUP 2024) 596.

(12) McKendrick (n 4) 288.

根拠は、当事者を契約前の状態に復させることが不可能であるときに生じるとする⁽¹³⁾。また、1967年法2条2項は、詐欺によらない不実表示によって締結された契約について、裁判所または仲裁人は契約を存続させ (subsisting)、取消しに代わる損害賠償 (damages in lieu of rescission) を命じることができる旨を規定している。契約の取消しは、一定の場合には認められないが、基本的にはどのような不実表示であっても認められる救済であるといえる⁽¹⁴⁾。

2つ目は、損害賠償 (damages) の請求である⁽¹⁵⁾。不実表示を信頼し、契約を締結した場合、たいていは、契約の目的物やその他の条件が、被表明者の予期していたものとは異なるものになっており、被表明者は経済的な損失を被ってしまう。こうした損害を、表明者に賠償させることが認められているのである。しかし、損害賠償請求については、取消しとは異なり、一定の不実表示の場合のみ可能な救済である。

(13) *ibid.*

(14) この段落における契約の取消しに関する記述については、脚注で引用したもののほか、全体的に、McKendrick (n 4) 287-89 及び望月・前掲注3) 375-376 頁を参照した。

(15) イギリス法における不実表示に基づく損害賠償請求に対応する制度が日本法に存在するかは、難しい問題であるが、不法行為 (民法 709 条) や契約締結にあたっての説明義務違反などが類似的働きをしているほか、特別法において一定の考慮がなされているのではないと思われる。松本恒雄は、情報提供者と受領者の間に契約的接触 (情報が取引の直接の目的である場合など) がない場合に、虚偽の情報提供がなされたときは、不法行為の問題となると指摘する (松本・前掲注3 (一) 37 頁)。大澤彩も、(消費者契約の場面を前提にしているように思われるが) 錯誤や詐欺を補完するものとして、不法行為や契約交渉段階の責任をあげ、説明義務が各種責任を導く役割を果たしていることを指摘する (大澤彩『消費者法 [第2版]』56-59 頁 (商事法務、2025))。

もっとも、松本は、「民法典は、情報提供に関する特別の規定を持たず、この種の問題解決を、特別法や、契約法上の諸規定、さらには民法七〇九条の一般不法行為規定にゆだねている。また……判例法も、情報提供者責任の問題を独自の問題群としてとらえて情報の特質に即した法理論を展開するに至っていない」(松本・前掲注3 (一) 38 頁) と述べる。松本論文はおおよそ50年前のものであるが、この指摘は、現在もある程度は妥当すると思われる。少なくとも、民法典に特段の規定のない状態は続いており、不法行為などの様々な法理によってこれを補っているということは、現在でもいえるのではないだろうか。イギリス法の不実表示に基づく損害賠償と同様の規定は、明確な形では日本法に存在しないが、様々な法理により、不実表示的な状況への手当てが試みられているとはいえるかもしれない。最新の日本法の状況までを本稿では扱えないため、明確な結論は出せないが、情報提供や誤った表示に対する責任に関する分野について、日本法は、イギリス法よりも見通しが悪いということはいえるのではないと思われる。なお、関連する文献として、脱稿後に、新堂明子「契約締結過程における信義則上の義務／情報提供義務」法学教室 537 号 13 頁 (2025) に接した。

2. 不実表示に基づく損害賠償請求 判例法と制定法

前述のとおり、不実表示によって契約が締結された場合、契約の取消しと損害賠償の請求という2種類の救済を、被表明者は得ることができる。契約の取消しは、一定の場合に制限されることはあり得るが、不実表示の存在が認められれば、基本的には広く利用できる救済である。しかし、損害賠償については、やや込み入った問題がある。不実表示に基づく損害賠償請求には複数の法律構成があり、どのような要件で認められるのか、どのような抗弁が利用できるのか、損害賠償額はどのように算定するのかといったことが、それぞれの法律構成によって異なってくる。また、損害賠償のタイプとしては、判例法上認められてきたものと、制定法の規定に基づくものが存在しているため、不実表示に基づく損害賠償は、判例法と制定法にまたがった問題となっている。不実表示に基づく損害賠償は複雑な制度なのである。

不実表示に基づく損害賠償請求の法律構成としては、主に、詐欺不法行為（tort of deceit）、過失不法行為（tort of negligence）、1967年法2条1項に基づく損害賠償請求の3種類がある。以下では、それぞれの類型における要件や効果を概観する。

第一の類型が、詐欺不法行為（tort of deceit）に基づく損害賠償請求である。詐欺的不実表示（fraudulent misrepresentation）は、詐欺不法行為を構成するとされる⁽¹⁶⁾。詐欺不法行為は、判例法上の不法行為であり、判例を通じてルールが確立されてきた。詐欺不法行為に基づく損害賠償請求が認められるために、被表明者が証明しなければならないこととして、Cartwright は以下の4点を挙げる⁽¹⁷⁾。すなわち、①相手方、またはその代理人が、虚偽の表示（false statement）をしたこと、②表示が詐欺的に（fraudulently）なされたこと、③被表明者がその表示に基づき行動することを、相手方が意図していたこと、④表示が、請求の対象となっている損害を生じさせた被表明者の行為の誘引（inducement）になっていること、である。

この中で、最も注目すべきは、②表示が詐欺的に（fraudulently）なされたこと、という要件であろう⁽¹⁸⁾。損害賠償を請求する側としては、相手方が詐欺的に（fraudulently）不実表示をしたことを証明しなければならないわけだが、ヨリ具体的にどのようなことを示せばよいのだろうか。カギとなる概念は‘fraud’であるが、これが何を意味するかについては、

(16) McKendrick (n 4) 281.

(17) John Cartwright, *Misrepresentation, Mistake, and Non-Disclosure* (7th edn, Sweet & Maxwell 2025) para 5-05. また、望月・前掲注3) 284-285 頁も、文言は若干異なるものの、実質的に同様の内容の4要件を挙げる。

(18) 多くの文献がこの要件を重視した解説を行っているように思われる。例えば、McKendrick (n 4) 281 は、詐欺不法行為の要件として、もっぱら‘fraud’に関する検討を行っている。

Derry v Peek⁽¹⁹⁾において、Lord Herschellが示している。Lord Herschellは以下のように述べている。

「第一に、deceitの訴えを認めるためには、fraudの証明がなければならない……。第二に、虚偽の表示が、(1) 知りながら (knowingly)、(2) それが真実であることを信じることなく (without belief in its truth)、または (3) 真実かどうか気にしないことに重過失で (recklessly, careless whether it be true or false) なされたことが示されたとき、fraudは証明されたことになる。……第三に、もし fraud が証明されたなら、有責な者の動機 (motive) は、重要ではない。表示を受けた者を騙す、または害する意図がなかったことは、重要でないのである。」⁽²⁰⁾

以上の判示のとおり、(1) 知りながら、(2) それが真実であることを信じることなく、(3) 真実かどうか気にしないことに重過失で、のいずれかの状態の下で、不实表示がなされたこと証明する必要がある。そして、重要なのは、fraudの証明は、損害賠償を請求する被表明者側が行わなければならないことである⁽²¹⁾。Cartwrightは、詐欺不法行為においては、表明者側の内心の状態が極めて重要な要素であり、裁判所はこれが厳密に証明されることを要求していると指摘する⁽²²⁾。McKendrickも、fraudは裁判所において、あまり主張されないことを指摘している⁽²³⁾。こうした指摘からわかるように、fraudの証明責任は、被表明者が責任追及をするにあたっての高いハードルとなっている⁽²⁴⁾。

次に、被表明者側によって詐欺不法行為の要件が全て証明された場合の、表明者側の抗弁についてみる。詐欺不法行為において、表明者側の抗弁は極めて制限されているとされる⁽²⁵⁾。Cartwrightによれば、これは詐欺的な行為の結果から、表明者が逃れることが一般的に好まれないことと整合するという⁽²⁶⁾。例えば、寄与過失 (contributory negligence) は抗弁とならない⁽²⁷⁾。

次に、効果として発生する損害賠償責任の内容についてみる。詐欺不法行為に基づく損害

(19) (1889) 14 App Cas 337 (HL).

(20) *ibid* 374.

(21) この証明責任の所在については、Cartwright (n 17) para 5-15も注意を促している。

(22) *ibid* para 5-14.

(23) McKendrick (n 4) 281.

(24) 後に見るように、1967年法2条1項に基づく損害賠償請求における被表明者側の立証負担は、詐欺不法行為に比べると小さい。

(25) Cartwright (n 17) para 5-30.

詐欺不法行為における各種抗弁の可否は、例えば、*ibid* paras 5-30-5-35で検討されている。

(26) *ibid* 5-30.

(27) なお、寄与過失の抗弁については、IV 3 (3) (c) において詳述する。

賠償責任は、かなり重いものになっている⁽²⁸⁾。損害賠償の内容・算定に関する規律は多くの裁判例によって積み重ねられてきた。これらの裁判例が示した規律について、McKendrick が整理を行っており、その内容はおおよそ以下のようなものである。まず、詐欺不法行為による損害賠償は、詐欺がなされなかったのと同じ状態に、被害者を置くことを目的とするものである。つまり、信頼利益 (reliance interest) の保護が図られる。そして、損害賠償の範囲としては、表明者が予見できたか否かに関わらず、被表明者自身の行動によって疎遠 (too remote) になった以外の、詐欺的表示から生じた全損害を賠償することとなっている。また、懲罰的 (exemplary) 損害賠償や、精神的損害 (injury to his feelings) に対する損害賠償が認められることもあり得る⁽²⁹⁾。

以上が、McKendrick による整理であるが、本稿の主題と関係する重要な部分として、詐欺不法行為においては、基本的に不実表示から生じた全損害が損害賠償の対象となっていることを指摘しておく。この点が、後に述べる過失不法行為との違いである。

第二の類型は、過失不法行為 (tort of negligence) である。こちらも、さきほどの詐欺不法行為 (tort of deceit) と同様に、判例法により発展してきたものである。この類型においては、不実表示が詐欺ではなく、表明者の過失によりなされたケース (過失不実表示、negligent misrepresentation) が問題となる。

当初、判例法においては、過失不実表示に対する損害賠償請求は認められておらず、時間をかけて徐々に認められてきた。McKendrick の整理によれば、これまでの経緯は以下のようなものであった。先ほど触れた、詐欺的不実表示に関するリーディングケースである *Derry v Peek* 判決以後、過失不実表示は不法行為にあたらないと考えられていた。しかし、この考え方は、貴族院判決である *Nocton v Lord Ashburton*⁽³⁰⁾ によって否定された。この判決は限定的な場合に限って過失不実表示の責任を問うことを認めたものである。この判決によれば、過失不実表示による責任の追及が可能なのは、①当事者間に契約上の関係が先在する場合、または②当事者間に信認関係 (fiduciary relationship) がある場合に限られる。その後、過失不実表示による責任は、*Hedley Byrne & Co Ltd v Heller & Partners Ltd*⁽³¹⁾ (以下、「Hedley Byrne 判決」ということがある) で拡大され、ヨリ幅広いケースで、損害賠償を請求することができるようになった⁽³²⁾。

以上の McKendrick の整理のとおり、現在では、Hedley Byrne 判決により示されたルール

(28) IVにおいて、詳しく取り上げる。

(29) McKendrick (n 4) 289-90.

(30) [1914] AC 932 (HL).

(31) [1964] AC 465 (HL).

(32) McKendrick (n 4) 281.

のもと、一定のケースについて過失不実表示につき、不法行為として損害賠償を請求できるようになったわけであるが、どのような要件を満たすことが求められるのだろうか。

Cartwright の整理によれば、被表明者が、過失不法行為に基づく損害賠償請求をするためには、以下の点を証明しなければならない⁽³³⁾。すなわち、①被表明者が被った損害に関して、表明者側が、表示をなすにあたって合理的な注意を払う義務を、被表明者に対して負っていること、②表明者側が、合理的な注意を払うことをせず、注意義務に違反したこと、③注意義務違反の結果として、義務の射程内（within the scope of the duty）の、かつ疎遠すぎない（not too remote）類の損害を被表明者が被ったこと、である⁽³⁴⁾。

以上の要件においては、表明者が注意義務を負っていることが、損害賠償請求にあたっての極めて重要な要素となる。この点について重要な判断を示したのが、先ほど言及した Hedley Byrne 判決である。この裁判例は、信認関係に限られない幅広い関係において、表示にあたっての注意義務が発生することを示したものであるとされる⁽³⁵⁾。もっとも、ヨリ具体的に、どのような基準により注意義務が認められるのかは難しい問題のように思われる。McKendrick は、Hedley Byrne 判決は過失不実表示が不法行為となる範囲を拡大させたものの、この判例の限界を突き止めることが、今なお課題であり、難しいことであると指摘する⁽³⁶⁾。Cartwright の整理によれば、Hedley Byrne 判決において、表示にあたっての注意義務が発生する特別な関係が認められるのは、以下の2つのいずれかの場合であるとされる⁽³⁷⁾。第一に、一方当事者が、表示をすることを自ら引き受け、表示を相手方が受け取りそれに依拠するであろうと知っていたか、知っているべきであった場合である。第二に、表明者が、表示に関係して表明者に対する責任を引き受けた場合である。また、Hedley Byrne 判決以降の裁判例によって、議論が発展している面もある。McKendrick は、その後の裁判例の検討を踏まえた上で、責任が発生するカギとなる要素（key element）は、表示がなされ

(33) Cartwright (n 17) para 6-12.

(34) 以上が Cartwright による要件の整理であるが、不法行為法の教科書等では、Cartwright が挙げる③の要素を、損害（damage）の発生と、注意義務と損害の間の因果関係（causation）の二つにさらに分けることが多いと思われる。例えば、James Goudkamp and Donal Nolan, *Winfield and Jolowicz on Tort* (20th edn, Sweet & Maxwell 2020) para 5-002 においては、過失不法行為の要件として、(1) 被告が原告に対して注意義務を負っていること、(2) 義務違反、(3) 原告が被った損害、(4) 損害が、義務違反の結果として生じたものであり、かつ義務違反の疎遠でない（non-remote）結果であること、の四点が挙げられている。

(35) 責任の成立範囲を広げたことを指摘するものとして、Cartwright (n 17) para 6-10; McKendrick (n 4) 282.

(36) McKendrick (n 4) 282.

(37) Cartwright (n 17) para 6-10.

た時の表明者の認識 (knowledge of the representor) であるとする⁽³⁸⁾。すなわち、彼によれば、被表明者が誰であるか、及び被表明者が表示に依拠する目的について、表明者が知っていればいるほど、表明者が注意義務を負う可能性が高くなるという⁽³⁹⁾。みてきたとおり、色々と議論があるところだが、重要な点は、損害賠償を請求するにあたっては、表明者が注意義務を負うような関係があったということを、被表明者側が立証しなければならないということである⁽⁴⁰⁾。

ここまで検討してきたような立証が被表明者側によってなされた場合、表明者側としては、どのような抗弁を利用できるのだろうか。詐欺不法行為とは異なり、過失不法行為においては、一定数の抗弁が利用可能である⁽⁴¹⁾。そのうちの一つとしては、寄与過失 (contributory negligence) の抗弁がある⁽⁴²⁾。これは、損害を被った被表明者側にも過失がある場合、それに応じて損害賠償額を減額するものである⁽⁴³⁾。また、契約に免責条項 (exclusion clause) を置いたり、契約外の通知 (non-contractual notice) を行うことで、過失責任を逃れたり、制限したりすることが可能となる⁽⁴⁴⁾。他にも、出訴期限 (limitation period) の経過を抗弁として主張することも考えられる⁽⁴⁵⁾。すなわち、Limitation Act 1980 によって、不法行為に基づく請求は、訴訟原因 (cause of action) の発生から 6 年経過したら提起できないことになっている (2 条)。

過失不法行為の効果として生じる損害賠償責任は、詐欺不法行為の場合よりも軽いものとなっている。損害賠償の目的は、詐欺不法行為の場合と同様に、被表明者を、不実表示がなされなかった状態に置くこと、つまり信頼利益の保護にある。しかし、損害賠償の範囲は制限される。すなわち、過失により不実表示をした者が賠償しなければならない損害の範囲は、

(38) McKendrick (n 4) 282.

(39) *ibid.*

(40) なお、望月・前掲注 3) 162 頁は、「不注意な言説に信頼して行為した結果被った純粋な経済的損害」について、原則として不法行為責任は発生しないが、Hedley Byrne 判決によって、「表示者と被害者との間に特別の近接的な関係があれば、責任は成立する」ことが示されたと整理している。また、同書 163 頁は、「『特別の関係』を成り立たせる要素が何であるかについては必ずしも判例の見解が一致していない」とする。もっとも、この望月の本は約 30 年前のものであり、近年の議論は反映されていないことには注意が必要だろう。

(41) この点を指摘するものとして、Cartwright (n 17) para 6-49.

(42) *ibid* para 6-50.

(43) *ibid.*

なお、寄与過失の抗弁をめぐる問題については、IV 3 (3) (c) において詳述する。

(44) *ibid* para 6-53.

(45) *ibid* 6-52. なお、出訴期限の抗弁は、詐欺不法行為でも利用できるが、起算点等のルールにおいて違いがある。

合理的に予見できたものに限定される⁽⁴⁶⁾。

3つ目の類型が、本稿が主に扱う、1967年法2条1項に基づく損害賠償請求である。これまで見てきた、詐欺不法行為と過失不法行為は判例法上の請求であるが、こちらは制定法上の請求である。つまり、これまで見てきた判例法上の不実表示に対する責任とは別個の制度なのである。この請求は、議会による制定法である1967年法2条1項によって、規律される。制定法上の不法行為（statutory tort）と呼ばれることもある。これは制定法上の請求であるため、1967年法2条1項の条文が要件等を考えるうえでの出発点となる。条文は以下のようものである。

Where a person has entered into a contract after a misrepresentation has been made to him by another party thereto and as a result thereof he has suffered loss, then, if the person making the misrepresentation would be liable to damages in respect thereof had the misrepresentation been made fraudulently, that person shall be so liable notwithstanding that the misrepresentation was not made fraudulently, unless he proves that he had reasonable ground to believe and did believe up to the time the contract was made the facts represented were true.

（日本語訳）⁽⁴⁷⁾

他方当事者によって、ある人に対して不実表示がなされた後、その者が契約を締結し、その結果として損害を被ったとき、もしその不実表示が詐欺的になされたとしたら、不実表示をした者が損害賠償責任を負う場合は、契約締結時に、表示された事実が真実であると信じる合理的根拠があり、真実だと現に信じたことを証明しない限り、不実表示が詐欺的になされていないにもかかわらず、その者は同様に責任を負う。

(46) この段落の記述は、McKendrick (n 4) 290に依拠する。

(47) この日本語訳においては、‘so liable’を「同様に責任を負う」と訳した。本稿で検討する論点においては、‘so liable’が意味する内容が大きな問題となっている。ここでは、ひとまず「同様に責任を負う」と訳したが、後述の内容を踏まえると、この訳語は必ずしも適切ではないかもしれない。この日本語訳については、あくまで試訳として考えられたい。

なお、望月・前掲注3) 373頁にもこの条文の日本語訳が示されており、‘so liable’部分について、「……表示を詐欺的に行なった場合と同じように〔損害賠償の〕責任を負う。」と訳出している。この訳は、損害賠償の算定につき、詐欺不法行為と同様のルールを用いるという *Royscot* 判決の判示と親和的である。実際のところ、望月は、条文の不法行為法の詐欺に言及する部分（後述する fiction

この条文によれば、契約の一方当事者によって不実表示がなされ、かつ、もし fraud が証明されたとしたら損害賠償責任が発生する場合には、不実表示をした者は、他方の当事者に対して損害賠償責任を負うことになる。ただし、契約締結時に、表示内容が真実であることを信じる合理的な根拠があり、真実であると現に信じたことを証明した場合は、損害賠償責任から逃れることができる。

この条文の特徴的な点は、‘if the person making the misrepresentation would be liable to damages in respect thereof had the misrepresentation been made fraudulently, that person shall be so liable notwithstanding that the misrepresentation was not made fraudulently’ と述べて、詐欺不法行為に言及している点であろう。これは、‘fiction of fraud’⁽⁴⁸⁾ と呼ばれる。この fiction of fraud は、fraud 以外の詐欺不法行為の要件の充足をもって、責任を発生させるものであると、Cartwright は指摘する⁽⁴⁹⁾。すなわち、非常に難しい fraud の証明を要求することなく、損害賠償責任を発生させるのである。

この制定法による損害賠償請求は、判例法上の不法行為による請求を行うよりも被表明者側に有利である⁽⁵⁰⁾。被表明者としては、判例法上の請求を行うにあたって必要であった fraud の証明や、注意義務を発生させる関係の存在の証明を行う必要がない。そして、表明者側が、損害賠償責任を逃れるために、表示内容が真実であることを信じる合理的根拠があり、実際に真実だと信じたことを証明しなければならない。表明者側に重い立証責任が課せられているのである。また、この抗弁が認められるハードルは高いと考えられている。

被表明者側にとっての有利さを示すものだと McKendrick が指摘する裁判例の一つが、*Howard Marine and Dredging Co Ltd v A Ogden & Sons (Excavations) Ltd*⁽⁵¹⁾ である⁽⁵²⁾。本判決における事実関係は以下のようなものであった⁽⁵³⁾。原告である Howard Marine and Dredging Co Ltd (以下「Howard 社」という) は、被告の A Ogden & Sons (Excavations) Ltd (以

of fraud の箇所) について「損害賠償の範囲を詐欺の不法行為の場合と同じものにする趣旨だと解されている」と述べている (同 373 頁)。もっとも、詐欺の場合のルールが、その他の点についてどの程度適用されるかは不明確であることも指摘している (同 373 頁)。

(48) ‘fiction of fraud’ をあえて日本語に訳するとしたら、「詐欺の擬制」となると思われる。

(49) Cartwright (n 17) para 7-19.

(50) この段落における、被表明者側にとっての利点に関する記述は、McKendrick (n 4) 283-84; Andrews (n 4) 113などを参考にした。

(51) [1978] QB 574 (CA).

(52) McKendrick (n 4) 284; McKendrick (n 11) 613-17.

(53) 詳細な事実関係や訴訟経過については、*Howard Marine and Dredging* (n 51) 585-90 にかけて、Lord Denning MR が整理している。ヨリ簡潔に事実関係の整理をしたものとして、McKendrick (n 11) 613-14.

下「Ogden 社」という)との間で、Howard 社が所有する船を Ogden 社に貸す賃貸借契約を締結した。契約交渉の過程で、Howard 社側は、船の積載量は 1600 トンである旨を表示した。しかし、実際の積載量は 1055 トンであった。これに気が付いた Ogden 社は、賃料の支払を拒んだため、Howard 社が賃料の支払を求め提訴したところ、Ogden 社側は、1967 年法 2 条 1 項に基づく損害賠償請求などの反訴を行った。なお、Howard 社側による積載量に関する誤った表示は、信頼のおける Lloyd's Register の数値に基づいて行われたものであったが、非常に珍しいことに Lloyd's Register の数値が間違っていた (Lord Denning MR は、Lloyd's Register は、運送業界では 'Bible' とみなされていると述べている⁽⁵⁴⁾)。もっとも、正しい積載量の数値は、Howard 社が保有する書類 (ship's document) に記載されていた。

以上のような事実関係のもとで、1967 年法 2 条 1 項に基づく損害賠償請求が認容された (ただし、裁判官全員一致ではなく、2 対 1 の多数による判決である)。Lord Denning MR は、不実表示が信頼のおける Lloyd's register の数値に依拠したものであることに注目し、表示内容を真実だと信じる合理的根拠の証明があったことを認めた⁽⁵⁵⁾。しかし、Bridge LJ と Shaw LJ は、合理的根拠の証明を果たしていないとし、1967 年法 2 条 1 項に基づく損害賠償責任が発生するとした。Bridge LJ は、別の書類に記載された数値を無視し、Lloyd's Register の数値を好んだことについて、客観的に合理的な根拠があったことの十分な証明がなされていないと述べている⁽⁵⁶⁾。McKendrick は、この裁判例を、証明責任の表明者側への転換の重要性を示すものであると指摘する⁽⁵⁷⁾。彼によれば、Howard 社は極めて信頼できる情報源に依拠した表示をしたにもかかわらず、手元に正確な情報があったことを理由として証明責任を果たしたことが認められなかったものであり、1967 年法 2 条 1 項における抗弁が認められるのは簡単ではないことが伺えるという⁽⁵⁸⁾。また、この裁判例においては、判例法上の過失不法行為に基づく損害賠償も主張されていた。しかし、注意義務の存在について、Lord Denning MR は否定している⁽⁵⁹⁾。ほか、Bridge LJ も明確な結論は示していないものの、注意義務とその違反が存在することに懐疑的な態度を示している⁽⁶⁰⁾。これを踏まえると、本件は判例法上の過失不法行為が認められない可能性が高い事案であり、やはり、1967 年法 2 条 1 項の存在が被表明者側に有利に働いたということができよう。

(54) *Howard Marine and Dredging* (n 51) 593.

(55) *ibid.*

(56) *ibid.* 598.

(57) *McKendrick* (n 11) 616.

(58) *ibid.*

(59) *Howard Marine and Dredging* (n 51) 592.

(60) *ibid.* 598.

ただし、この制定法上の責任追及は、常に用いることができるわけではない。この条文が適用できないケースも存在する。一例として、不実表示が契約の相手方以外からなされたケースが挙げられる。条文上、責任追及ができるのは契約の一方当事者が他方当事者に不実表示を行った場合に限られているからである。

なお、詐欺や過失によらずになされた不実表示は、善意不実表示 (innocent misrepresentation) と呼ばれる⁽⁶¹⁾。善意不実表示においては、詐欺も過失も存在していないため、詐欺不法行為・過失不法行為の要件を満たさない。従って、善意不実表示については、少なくとも判例法上の損害賠償請求はできないことになる。制定法上の請求である、1967 年法 2 条 1 項に基づく損害賠償請求については、被表明者側は詐欺や過失 (の前提となる注意義務) を立証する必要がないこと、および表明者側の抗弁に関する事実の立証責任が極めて重いことから、実際には善意不実表示と言いうる場合であっても、損害賠償責任が発生することはあり得るかもしれない。

以上のとおり、不実表示に対して与えられる救済については、類型ごとに違いがある。特に、判例法上のルールでは、損害賠償請求の可否やその範囲が、不実表示の悪性により異なる形になっている点の特徴的であるといえるだろう。また、責任の追及が極めて容易な制定法上の請求が、別個の制度として存在する点も注目に値する。

3. 小括と問題点の指摘

ここまで、損害賠償請求を中心に、イギリス法における不実表示について概観してきた。不実表示が行われた場合の損害賠償請求については、判例は表明者の主観的態様に応じて異なる取り扱いをしてきた。すなわち、詐欺や過失によらない不実表示については、損害賠償責任は発生しない。その一方で、詐欺による不実表示については、原則として不実表示から生じた全損害を賠償させる。また、過失による不実表示については、表明者が合理的に予見可能な損害に限って賠償させることになっており、詐欺の場合と比べて、表明者に課される責任は軽いものとなっている。損害賠償を請求する被表明者としては、詐欺や注意義務の存在など損害賠償請求を基礎づける各種の事情を、立証することになる。

不実表示に基づく損害賠償については、制定法である 1967 年法にも規定が存在する。1967 年法 2 条 1 項は、契約の一方当事者による不実表示について、損害賠償責任を発生させるものである。この条文は、損害賠償を請求する被表明者に極めて有利な規定となっている。なぜなら、詐欺や注意義務の存在などといった判例法において損害賠償責任を基礎づける事情を、被表明者が立証する必要はないからである。それに対して、表明者側は、責任を免れ

(61) 例えば、McKendrick (n 4) 286.

るためには、表示内容を真実であると、信じた合理的理由等を立証する必要がある。以上のように、要件や証明責任の所在といった面で、判例法とは大きく異なるルールが、制定法では採用されている。

1967年法2条1項の条文から直ちに明らかでないのは、効果として生じる損害賠償の算定は、どのような基準によって行うべきなのか、という問題である。判例法においては、表明者の主観的態様に応じた異なる取り扱いをしている。すなわち、詐欺の場合は、過失よりも重い責任を課すことになっている。その一方で、制定法上のルールでは、表明者の主観的態様の立証は、損害賠償の請求には必要ない。このような制定法上の損害賠償請求において、表明者が負う損害賠償責任の重さやその算定の基準は、どのようなものになるのだろうか。

さしあたり、以下の三つの選択肢が考えられる。一つ目の選択肢は、判例法上の詐欺不法行為のルールを適用するというものである。すなわち、1967年法2条1項の要件が満たされれば、不実表示から生じた全損害を賠償する責任を表明者に課すということになる。第2の選択肢として、判例法上の過失不法行為のルールを適用することが考えられる。これによれば、1967年法2条1項の要件が満たされた場合、不実表示から生じる損害のうち、合理的に予見可能なものに限って、表明者は賠償する責任を負うことになる。第3の選択肢として、判例法上のルールをそのまま用いるのではなく、制定法上の損害賠償請求独自のルールに基づく算定を行うことが考えられる。

1967年法2条1項による損害賠償の範囲について判断を示したリーディングケースが、*Royscot Trust Ltd v Rogerson*⁽⁶²⁾である。この判決は、控訴院（Court of Appeal）のものであるが、1967年法2条1項に関する先例として、教科書・体系書でしばしば引用される。結論から言えば、*Royscot*判決においては、第一の選択肢、すなわち判例法上の詐欺不法行為のルールを、1967年法2条1項においても、そのまま用いるという立場をとった。

しかし、*Royscot*判決や1967年法2条1項の解釈については、様々な議論がなされており、*Royscot*判決の立場が本当に適切といえるかは微妙だと言わざるを得ない。そのため、制定法上の損害賠償の範囲をどのように定めるのかという問題の答えは、いまだはっきりしない。以下では、*Royscot*判決の内容やそれに関する議論を検討し、この判決は妥当なものかを考えていくことを通して、1967年法2条1項による損害賠償の範囲について考察する。

(62) [1991] 2 QB 297 (CA).

Ⅲ Misrepresentation Act 1967, s 2 (1) に基づく損害賠償の性質——裁判例の判断

以下では、リーディングケースである *Royscot Trust Ltd v Rogerson* における事実関係や判旨を検討する。

1. 概要

本判決は、主に 1967 年法 2 条 1 項に基づく損害賠償請求における損害の遠隔性に関するルールについて、詐欺不法行為と同様のものが適用されることを判示した裁判例である。

hire-purchase 取引を扱う金融会社が、自動車のディーラーから、販売価格と頭金について、事実と異なる表示を受けた。その結果として、本来なら社内での方針に合致しておらず、受け入れなかったはずの、自動車の hire-purchase 取引に係る契約を締結してしまった。その後、債務者は分割払債務の不履行に陥り、さらに目的物の自動車を第三者に売却してしまったため、金融会社は損害を被った。

金融会社は、1967 年法 2 条 1 項を根拠に、自動車ディーラーに対して、不实表示に基づく損害賠償を求めた。この損害賠償の範囲をどのように決するかが問題となった。この問題について、裁判所は、1967 年法 2 条 1 項の文理解釈を根拠に、詐欺不法行為に基づく損害賠償におけるのと同様のルールが適用されるとし、ディーラーは、全ての損害を賠償する責任を負うと判示した。

この判決は控訴院以下のレベルでは先例性を有するものである。しかしながら、学説やその後の裁判例から、多くの批判も受けている。そのため、本判決で示されたルールが絶対的なものであるとまでは断言できないところがある。

2. 事実の経過

原告の *Royscot Trust Ltd*（以下、「RT 社」という）は金融会社であり、hire-purchase による取引⁽⁶³⁾を取り扱っていた。仕組みとしては、RT 社が販売業者から売買目的物を購入した後、顧客との間で hire-purchase 契約を締結し、目的物を貸す形で引き渡して、分割払代金を受け取っていく、というものであった。また、RT 社は、売買代金の総額のうち少なくとも

(63) ‘hire-purchase’ は、英米法辞典によれば、「買取選択権付賃貸借」と訳されるもので、「物品を賃貸借という形で引き渡し、借主が定期的な支払を所定の回数行った後買取選択権 (option) を行使すると、所有権が移転するという形式の取引」である（田中編代・前掲注 9）410 頁）。島田・前掲注 3）105 頁では、本件での ‘hire-purchase arrangement’ を、「購入賃貸方式」と訳し、「顧客は頭金のみを販売店に支払い、金融会社が販売店から車を残金額で購入し顧客に賃貸する方式」であるとする。

も 20 % が、頭金として販売業者に支払われるものでなければ、hire-purchase を利用した取引を引き受けない、との方針を有していた⁽⁶⁴⁾。

第2被告の Maidenhead Honda Centre Ltd (以下、「MHC 社」という) は、自動車のディーラーであった。1987 年 5 月初頭、第1被告の Andrew Jeffy Rogerson (以下、「R」という) は、中古自動車を hire-purchase を利用して、購入することを、MHC 社との間で合意した。当該中古車の価格は 7600 ポンドであり、頭金として 1200 ポンドを支払い、残額は 6400 ポンドとすることとされた⁽⁶⁵⁾。

同月 5 日、MHC 社は、本件売買にあたっての hire-purchase 取引の打診を、RT 社に対して行った。この打診にあたり、MHC 社は、RT 社に対して、以下のような誤った内容の表示をした。すなわち、売買代金の総額は 8000 ポンド、支払われる頭金の額は 1600 ポンド、未払の残額は 6400 ポンドであると表示した。この表示においては、残金額は 6400 ポンドであり、R と MHC 社の間の売買契約における本来の残金額と一致している。しかし、売買代金の総額と頭金の額は本来のものと異なり、実際の売買契約においては総額の 20 % の頭金が支払われないにもかかわらず、あたかも 20 % の頭金が支払われるかのような表示が、RT 社に対してなされていたことになる⁽⁶⁶⁾。

この不实表示を信頼して、RT 社は R との間で、同月 5 日付けの hire-purchase 契約を締結した (以下「本件契約」という)。本件契約においては、8278.92 ポンドを、月々 229.97 ポンドの 36 か月にわたる分割払によって支払うことが合意された。以上の経過により、R は MHC 社に対して 1200 ポンドの頭金を支払った。また、RT 社は MHC 社から車を購入する形で、MHC 社に対して 6400 ポンドを支払った⁽⁶⁷⁾。

R は月々の分割払債務を、2774.76 ポンドまでは RT 社に対して支払った。しかし、同年 8 月、R は目的物の車を、7200 ポンドで第三者に不正に売却⁽⁶⁸⁾してしまった。この不正な売買における買主は、Hire-Purchase Act 1964 の規定により、車の有効な権原を取得している。1988 年 8 月、R は、1 年前に車を不正に処分したことを、RT 社に対して伝えた。さらに、同

(64) *Roy Scot* (n 62) 302.

(65) *ibid.*

(66) *ibid.*

(67) *ibid.*

(68) hire-purchase により自動車の取引がなされた本件においては、後に見る *Balcombe LJ* の *novus actus interveniens* に関する判示でも言及されているように (*Roy Scot* (n 62) 307)、法律上は、R が分割払代金を全て支払うまでは自動車は RT 社の所有物であるが、R が自動車を占有し、使用するという形の取引が行われた。分割払の完了までは自動車は RT 社のものであるから、自動車を占有する R はこれを処分することは、本来できない。しかし、R はそれを無視して、自動車を第三者に譲渡したわけである。

年9月28日を最後に、分割払債務の履行を行わなくなった⁽⁶⁹⁾。

3. 訴訟の経過

1989年9月22日、RT社は、RとMHC社に対する訴えを、Uxbridge County Courtに提起した⁽⁷⁰⁾。Rに対しては、未払の分割払代金と、不実表示及び車の処分による損害賠償を請求した。また、MHC社に対しては、不実表示に基づく損害賠償を請求した⁽⁷¹⁾。なお、不実表示に基づく損害賠償については、RT社は1967年法2条1項による善意不実表示を根拠⁽⁷²⁾としていたようである⁽⁷³⁾。

Barr Jは、Rに対しては、月々の分割払債務のうち、未払となっている5504.16ポンド(8278.92ポンド マイナス 2774.76ポンド)の支払を命じた。こちらの判断については、その後争われていない⁽⁷⁴⁾。

また、Barr Jは、MHC社に対しては、1600ポンドと利息⁽⁷⁵⁾の支払を命じた。1600ポンドという損害額の算定は、以下のような仮定的な売買に基づいてなされたものである。すなわち、MHC社がRT社に対して行った表示内容が、頭金1200ポンド・総額6000ポンドであったなら、RT社は差額の4800ポンドを支払ったはずである。そして、頭金の額が正しく表示されている以上、何の法的問題も生じない。しかし、本件においては、頭金1600ポンド・総額8000ポンドという不実表示がなされたため、RT社は6400ポンドを支払ったのであり、本来払うはずの額よりも、1600ポンド多く支払っている。この1600ポンドが、RT社の損害であるとした⁽⁷⁶⁾。

(69) *Royscot* (n 62) 302-03.

(70) *ibid* 303.

(71) *ibid* 299.

(72) 本判決においては、Mの不実表示を、‘innocent misrepresentation’と呼ぶ箇所が多々ある。当事者たちは、責任の成立について争っておらず、判決文の議論は、損害賠償の算定という効果面に集中している。従って、‘innocent misrepresentation’という用語をなぜ用いているか明らかでない。前述のとおり、1967年法2条1項の要件規定と証明責任の分配からは、実際には善意不実表示であっても損害賠償責任は発生しうるように思われる。本件もそのような事案であったのかもしれない。なお、‘innocent’という語は、1967年法2条1項の責任から逃れるための、表明者による立証がなされなかった場合を指すのにも、しばしば使われるとの指摘がある (*Wadsley* (n 106) 701 (see footnote 18))。

(73) *Royscot* (n 62) 302.

(74) *ibid* 303.

(75) 原文では、‘interest’である。ここでは、「利息」と訳出したが、interestは、利息のみならず、遅延損害金を意味することもある。この点につき、鴻常夫＝北沢正啓編修『英米商事法辞典〔新版〕』497頁〔三笠禎介〕(商事法務研究会、1998)を参照。

(76) *Royscot* (n 62) 303.

この損害の算定方法について、不服であるとして MHC 社が上訴 (appeal) した。また、RT 社も算定方法に不服があるとして、交差上訴 (cross-appeal) した⁽⁷⁷⁾。

上訴に際して、MHC 社は以下の四点を主張した。第一に、1967 年法 2 条 1 項に基づく善意不実表示に対する損害賠償請求が問題となっていることは前提として認める。本件の争点は、車の価格・頭金に関する MHC 社の善意不実表示により、RT 社が本来ならしなかったはずの契約を締結し、R による車の処分・債務不履行により損害を被ったという状況において、RT 社は MHC 社に対して、全損害の賠償を請求できるのか、一部の請求にとどまるのか、である⁽⁷⁸⁾。

第二に、1967 年法 2 条 1 項は、善意不実表示による損害賠償責任を決するために、‘fiction of fraud’ を定めるものではある。しかし、損害賠償の基準については、詐欺的不実表示ではなく、過失不実表示の基準を用いるべきである。‘so liable’ との文言は、単に、「損害賠償の責任を負う」ことを定めたものであり、「詐欺と同様の基準により評価される損害賠償責任を負う」ことまで定めたものではない。善意不実表示をしたものは、予見不可能な損害 (unforeseeable loss) については損害賠償責任を負わない⁽⁷⁹⁾。

第三に、R が月々の分割払債務の不履行に陥ることは予見可能だったかもしれないが、車を不法に売ってしまうことまでは予見できなかった。なぜなら、R は、定職に就いており、結婚しており、さらに自分の家までも所有していたからである⁽⁸⁰⁾。

第四に、原審の損害賠償額の算定は不当である。原審は、仮定的な売買価格に基づいて損害賠償額を決めているが、そのような仮定的な条件による売買が、実際に行われたであろうとは考えられない⁽⁸¹⁾。具体的な損害額はゼロであると考えるべきである。なぜなら、予見可能性に関してどのような立場をとるにしろ、そもそも RT 社が被った損害は、不実表示から生じたものではないからである。損害はむしろ、R による車の売却によって生じたのであり、これは *novus actus interveniens*⁽⁸²⁾ にあたる。また、損害の算定は、不実表示への信頼の時点を基準として評価すべきとの、一般的ルールがある。これに従えば、RT 社は MHC 社に対して 6400 ポンドを支払い、それと引き換えに少なくとも同額以上の価値がある車の権原を得たのであるから、何ら損害は被っていない⁽⁸³⁾。

(77) *ibid.*

(78) *ibid.* 300.

(79) *ibid.* 300-01.

(80) *ibid.* 301.

(81) *ibid.*

(82) *novus actus interveniens* の意味については、注 114 に対応する本文を参照。

(83) *Royscot* (n 62) 301.

以上に対して、RT 社は、以下の三点を主張した。第一に、1967 年法 2 条 1 項に基づく損害賠償については、不法行為法における基準を用いるべきであり、さらに詐欺不法行為と同様の基準を用いるべきである。従って、不実表示がなかったはずの状態に、RT 社は置かれるべきであり、MHC 社は疎遠すぎる (too remote) ものを除き、予見可能性に関わらず全損害を賠償する責任を負う⁽⁸⁴⁾。

第二に、予見可能性に関する問題についていずれの立場をとったとしても、少なくとも予見可能な損害については、賠償義務が発生する。本件において、R が債務不履行に陥ること、また不正に車を売却することは、いずれも合理的に予見可能である。R による車の売却が予見可能である以上、これが novus actus interveniens にあたることもない⁽⁸⁵⁾。

第三に、原審の算定方法については、仮定的な売買に基づくものである。当事者に、このような取引を行うつもりがあったとの証拠はなく、この算定は不適切である⁽⁸⁶⁾。

4. 判旨

控訴院は、MHC 社の上訴を退け、RT 社の交差上訴を認容した。原判決を変更し、MHC 社に対して、3625.24 ポンドの支払を命じた。2 人の裁判官は以下のとおり述べた。

(1) Balcombe LJ

① 原審の損害賠償額の算定について

原審での損害賠償の算定については、「……仮定的な車の売買を想定したものであり、……そのような売買が行われえた証明がない。」⁽⁸⁷⁾

② 1967 年法 2 条 1 項による損害賠償は、契約法上のものか、不法行為法上のものか

「……1967 年法のもとでの請求権 (cause of action) を発生させる善意不実表示に基づく損害賠償の算定基準 (measure) は、契約を締結しなかったとしたら、あったであろう状態に被表明者を置くものである、不法行為法上の (tortious) ルールであるか、それとも、不実表示が真実であったとすれば、あったであろう状態に被表明者を置くものである、契約法上 (contractual) のルールであるかについて、いくらかの疑いがあった。……しかしながら、現在は、不法行為上の損害賠償基準が正しいものであることを明確にする複数の裁判例がある。」⁽⁸⁸⁾

(84) ibid.

(85) ibid.

(86) ibid 301-02.

(87) ibid 303.

(88) ibid 304.

その内の1つである、「…… *Chesneau v Interhome Ltd* ……」は、当裁判所の判断である。請求は、1967 年法 2 条 1 項に基づくものであり、上訴は損害賠償の評価に関するものであった。Eveleigh LJ は、

「損害賠償は」 本件のような事案では、不法行為法で損害賠償を評価するのと同様の原則によって、評価されるべきである。……『同様に責任を負う (so liable)』との文言について、これは、不実表示が詐欺的になされた場合と同じように、責任を負うことを意味すると私は考える。

と述べた。」⁽⁸⁹⁾

「条文の文言 (the wording of the subsection) の観点から、これによる損害賠償の基準 (measure) が、不法行為法上の基準以外であると考えるのは難しいし、……それは現在、一般的に受け入れられている。現に、出廷した弁護士も、反対の主張をしようとはしていない。」⁽⁹⁰⁾

③ 詐欺不法行為のルールか、過失不法行為のルールか

「我々の最初の主要な問題は以下のとおりである。すなわち、不法行為法上の基準が正しいことを受け入れるとして、不法行為が詐欺的不実表示であるときの基準なのだろうか、それとも、不法行為が判例法上の過失 (negligence) であるときの基準なのだろうか。違いは、詐欺の場合は、被告の詐欺から生じたいかなる損害も、原告は賠償を受けられるという点にある。」⁽⁹¹⁾

「私の判断では、条文の文言 (the wording of the subsection) は明確 (clear) である。善意不実表示を行った者は、『同様に責任を負う』 (so liable)、すなわち、表示が詐欺的になされたかのように損害賠償責任を負うのである。……これは、先ほど引用した『『同様に責任を負う (so liable)』』との文言について、これは、不実表示が詐欺的になされた場合と同じように、責任を負うことを意味すると私は考える』との *Chesneau v Interhome Ltd* での Eveleigh LJ の判示の効果 (effect) でもある。」⁽⁹²⁾

1967 年法 2 条 1 項に基づく損害賠償においては、過失不法行為のルールを用いるべきだとする学説も一定数存在することについては、「……多くの見識ある著者に対して敬意を表しつつ、この条項のもとでの善意不実表示に基づく請求に、判例法上の詐欺的不実表示に適用されるのと異なる基準を適用することは、条文の明白な文言 (plain words) を無視するも

(89) ibid 304-05.

(90) ibid 305.

(91) ibid.

(92) ibid.

のであり、また、私が言及した判例とも整合しないように思われる。従って、私の判断では、金融会社は、ディーラー及び顧客との間で契約を結んだ結果として被った全ての損害について、たとえ予見不能 (unforeseeable) であったとしても、疎遠すぎる (too remote) ことのない限り、ディーラーから賠償を受ける権利を有する。」⁽⁹³⁾

④ 予見可能性、novus actus interveniensに関する問題について

「……しかしながら、不法な車の売買が、novus actus interveniens であり、因果関係の連鎖 (chain of causation) を切断するかという、別個の論点が存在する。そして、問題となっている出来事の合理的予見可能性 (reasonable foreseeability) は、その論点につき、考慮されるべきファクターである。従って、この問題を処理することが必要である。」⁽⁹⁴⁾

顧客が分割払金の支払の不履行に陥ることについては、ディーラーは予見できるが、顧客が車を不法に処分することまでは、ディーラーが予見することは期待できないし、本件においては、R は若く、結婚し、定職に就いており、見たところ信用できることから、MHC 社としては起きることを予見することがヨリ一層困難であったとの、MHC 社側の主張について、「私の判断では、これは取引の現実と一般的な経験則の両方を無視するものである。法的には、最後の分割払金が支払われるまでは、車は金融会社の財産のままである一方で、実際には、購入者が車の有効な管理をする立場にあり、車を自分のものとして取り扱う。さらに、hire purchase により車を買った者が、違法に車を処分した裁判例は、刑事・民事ともに非常に多く存在する。そのため、これが極めて頻繁に発生することは、裁判所に顕著な事実 (judicial notice) として認めることができる。従って、金融会社がディーラー及び顧客との契約をした時点で、顧客が違法に車を売却することは、合理的に予見可能であったと、私は考える。」⁽⁹⁵⁾

車の不法な売却行為が、novus actus interveniens に該当するか否かについては、「本件においては、顧客は無責任に行動する者 (free agent) であり、彼の車の売却行為は違法なものであった。しかしながら、これらの要素はいずれも、車の売却が因果関係の連鎖を切断するほど十分に novus actus であるかどうかを決めるにあたって、決定的なものではない。……しかし、車の不法な売却の可能性 (possibility) を、ディーラーが合理的に予見すべきであったのなら、それは、車の売却が因果関係の連鎖を切断してはいないことを、強く示すものである。」⁽⁹⁶⁾

(93) ibid 306-07.

(94) ibid 307.

(95) ibid.

(96) ibid 307-08.

「……既に示した理由により、私の判断では、ディーラーは、顧客が車を不法に売却することの可能性を合理的に予見すべきであった。従って、この売却行為は、novus actus interveniens に該当せず、因果関係の連鎖を切断していないと、判断する。」⁽⁹⁷⁾

⑤ RT社は何ら損害を被っていないとの、MHC社側の主張の当否

損害の算定は不実表示への信頼の時点を基準にすべきであり、そうすると、RT社は6400ポンドの支払と引換えに、少なくとも同額の価値のある車の権原を得ているから、損害を被っていないとの、MHC社側の主張は採用できない。このMHC社側の主張は、細かい解釈に基づき、取引を分析している点で誤っている。すなわち、RT社が車を購入することに関心を有していたかのように考えているが、実際には、Rから分割払の全額の弁済を受けることに関心を有していたと解するのが適当である⁽⁹⁸⁾。

(2) Ralph Gibson LJ

以下のように述べ、大筋ではBalcombe LJの意見に同調している。

① 1967年法2条1項による損害賠償の範囲について

「……私の判断では、金融会社は、2つの契約⁽⁹⁹⁾を締結した結果として被った損害につき、不実表示が詐欺的になされたかのように、賠償を受ける権利を有する。Balcombe LJが説明したように、これが、1967年法2条の明白な意味（plain meaning）であるように、私には思われる。2条1項における言葉の用いられ方から、議会の意図を、そのような表示をした者に過失不実表示と同様の責任を負わせることであるとするのは、不可能であると私は考える。もし、それが議会の意図であったなら、それを表現するのに適切な文言が何であれ使用されていただろうことに、疑いはない。」⁽¹⁰⁰⁾

「詐欺的不実表示についての責任は、もちろん疎遠性（remoteness）には服するが、詐欺的な誘引から直接生じた、全ての実際の損害を賠償することである……。金融会社が被った損害は、顧客がhire purchase契約の条項を遵守しなかったことから生じたが、特に、顧客の不法な売却を理由に、本来なら車の所有権から得られるはずだった担保（security）を金融会社は失っている。この損害は、金融会社が2つの契約を締結したことから直接生じた損害

(97) ibid 308.

(98) ibid.

(99) 【筆者注】ここでの「2つの契約」は、RT社とMHC社の間の契約と、RT社とRの間の契約のことをいうものと思われる。Wadsley (n 106) 703もこの2つの契約の存在を指摘する。

(100) Royscot (n 62) 308-09.

であるように私には思われる。』⁽¹⁰¹⁾

② 予見可能性をめぐる問題について

「もし、……損害はディーラーによって合理的に予見できたことを、金融会社が証明する必要があるとしても、今回の事案では、損害の合理的な予見可能性があったと認定すること、に、ためらいはない。……過失不法行為による損害賠償における損害の予見可能性を決定するにあたって、不可欠なファクターは、その損害が合理的な人間（reasonable man）が予見できた種類のものかどうかである、ということは明確な法（clear law）である……。』⁽¹⁰²⁾

過失による不実表示を理由として、R 社がより大きな損害のリスクにさらされることは、明白に予見できたことである。また、その損害は、車の不法な処分を含む様々な形態をとることを、R 社・MHC 社の双方は知っていたというべきである。従って、発生した損害は、明確に予見可能である。また、novus actus interveniens に基づく主張についても、この判断により、排斥する⁽¹⁰³⁾。

IV Royscot 判決の判示に関する検討

1. Royscot 判決が扱った内容

Royscot 判決においては、様々な論点が扱われているが、一定の紙幅を割いて論じられた内容は、以下の3点である。まず、①1967年法2条1項に基づく損害賠償請求における損害の算定方法としては、不法行為法上の基準（tortious measure）を用いること、②損害の遠隔性について不法行為法上の基準の中でも、過失（negligence）ではなく詐欺（deceit）における基準を用いること、③本件における車の処分行為は予見可能であり、不実表示と損害の間の因果関係の連鎖（chain of causation）を切断しないこと、である。

これらの中で、議論がある判示内容は、②の損害の遠隔性の判断にあたっては、詐欺不法行為と同様の基準を用いるとした判断である。検討する内容は、この点に絞りたいが、これを考えるにあたって、他の判示内容についてもある程度考慮する必要があると思われる。そのため、①と③の判示について、最初に簡単に検討しておく。その後、②の判示について詳しく検討を行う。

(101) ibid 309.

(102) ibid.

(103) ibid 309–10.

2. 損害の遠隔性以外に関する判示

(1) 不法行為法上の基準を用いるとした判示について

1967年法2条1項に基づく損害賠償において、不法行為法上の基準を用いるのか、契約法上の基準を用いるのかという点が、前提問題として取り上げられた。どちらの基準を用いるのかによって、損害賠償の金額が異なってくることが考えられる。2つの基準の違いについてTaylorは以下のように説明する。例えば、ある契約において、目的物が一定の性質を備えていることが売主によって表示され、それを踏まえた商品の価値は、1200ポンドであったとする。しかしながら、目的物は表示された性質を欠いており、900ポンドの価値しか、実際にはなかったと想定する。このとき、契約価格が1200ポンドであったならば、どちらの算定方法によっても賠償金額は変わらない。契約法上の救済は、買主が得ることを期待した額と、実際に得た額の差額を賠償額とするので、1200ポンドと900ポンドの差額、すなわち300ポンドが賠償額となる。不法行為法の基準によれば、買主が出捐した額と得た額の差額が賠償額となるので、こちらも、1200ポンドと900ポンドの差額、すなわち300ポンドとなる。しかし、契約で合意された価格が商品の表示された価値と異なる場合、結果は違ったものとなる。契約法上の基準は契約価格の影響を受けないが、不法行為法上の基準は、買主が支払った額、すなわち表示を信頼したことによる出捐により影響を受けるのである。例えば、契約価格が1000ポンドの場合、契約法の基準によれば、賠償額は変わらず300ポンドだが、不法行為法上の基準によれば、100ポンドが賠償額となる。契約価格が1400ポンドの場合、不法行為法上の基準によれば、500ポンドが賠償額となるのである⁽¹⁰⁴⁾。

この問題については、Balcombe LJが指摘するように、過去の裁判例において若干の混乱があった⁽¹⁰⁵⁾。一定の時期までは、1967年法2条1項に基づく請求に関する判断において、契約違反と同様の基準により損害賠償を与える裁判例が一定数存在したようである⁽¹⁰⁶⁾。しかしながら、その後、不法行為法上の基準を用いるのが適当であると判断されているようであり⁽¹⁰⁷⁾、Royscot判決はこうした理解を確認したものだといえる。

この部分の結論については、特に批判は見受けられない。Cartwrightは、不法行為法上の基準を用いることは、この規定の提案を行ったLaw Reform Committeeの意図に沿っており、議会での法案の審議過程において示された見解とも一致するばかりでなく、条文の文言

(104) R. D. Taylor, 'Expectation, Reliance and Misrepresentation' (1982) 45 MLR 139, 140.

(105) *Royscot* (n 62) 304.

(106) 契約法上の基準を支持する裁判例や学説があったことを指摘するものとして、A.J. Oakley, 'Measure of Damages for Misrepresentation' (1992) 51 CLJ 9, 10; Joan Wadsley, 'Measures in Misrepresentation: Recent Steps in Awarding Damages' (1992) 55 MLR 698, 699; Cartwright (n 17) para 7-34.

(107) Oakley (n 106) 10; Cartwright (n 17) para 7-34.

とも整合する解釈であるとしている⁽¹⁰⁸⁾。Wadsleyは、1967年法2条1項による損害賠償の正しい基準は何かについて残っていた疑いを解決するものであり、歓迎される判断だとして、Royscot判決を評価している⁽¹⁰⁹⁾。また、Hooleyも、不法行為法上の基準は、単なる representation にすぎないものを、契約上の約束に引き上げるようなことをせず、信頼利益 (reliance interest) を保護するものであるとして、Royscot判決の結論を支持している⁽¹¹⁰⁾。ただし、この結論を条文の文理解釈から導いた点については、さらに進んで詐欺的不実表示と同様の基準を採用するのに至ってしまう根拠づけであるとして、賛成していない⁽¹¹¹⁾。

1967年法2条1項に基づく損害賠償請求においては、不法行為法上の基準が用いられるべきであることを、条文の文理解釈によらずに導いているのが、Taylorである。彼は、表示 (representation) は契約条項 (terms of the contract) とは全く異なるものであり、表示の性質からすれば、契約法上の基準ではなく、不法行為法上の基準が適当であると考えている⁽¹¹²⁾。彼によれば、不実表示における表明者は、何かを約束したり保証したりしているわけではない。もし、何かの約束・保証をしているならば、それは何らかの契約の条項 (warranty, term) であり、その場合は、契約法上の救済が与えられるべきであるとする。そして、表示 (representation) の本質は、他方当事者が契約を結ぶことを引き起こすところにあり、これに対する救済は、契約を締結しなかった状態を実現するものである不法行為法上の基準が適切であると述べている⁽¹¹³⁾。

以上のようなTaylorの見解に基づけば、不法行為法上の基準を用いることは、条文の文理解釈以外の理由からも導き出せる。後に述べるとおり、Royscot判決は条文の文理解釈を重視しすぎた結果、不法行為法上の基準を用いることのみならず、詐欺不法行為の基準を用いることまで導いている。しかし、Taylorの説明によれば、不法行為法上の基準を用いるという結論に達するために、条文の文理解釈を重視すべき必然性は必ずしもないといえる。

(2) 車の売却行為は予見可能であったとの判示について

Royscot判決において、やや戸惑う点として、両方の裁判官がそれなりの紙幅を割いた、車の売却行為の予見可能性に関する判断が挙げられる。2人の裁判官はいずれも、損害賠償の範囲の決定基準として、詐欺不法行為と同様の基準を用いるとして、予見可能性の有無に

(108) Cartwright (n 17) para 7-34.

(109) Wadsley (n 106) 702.

(110) Richard Hooley, 'Damages and the Misrepresentation Act 1967' (1991) 107 LQR 547, 549.

(111) *ibid.*

(112) Taylor (n 104) 141.

(113) *ibid* 141-42.

かわらず、不実表示から直接生じた全損害を賠償すべきであるとする。このように損害賠償について予見可能性は不要であると述べながらも、直後に予見可能性に関する判断を行っているのである。

予見可能性の判断を両裁判官が行っているのは、損害の遠隔性とは直接は関係のない、別の問題の解決をするためである。本件においては、MHC 社側が、車の不正な売却が、*novus actus interveniens* にあたり、因果関係の連鎖（chain of causation）を切断するため、不実表示に基づく損害賠償責任を負うことはないと主張していた。*novus actus interveniens* とは、因果関係を切断するような新しい介入行為のことを意味する⁽¹¹⁴⁾。「自己の行為と損害の発生との因果関係を中断するような、予見できない他人の介入行為があれば、初めの行為者は損害賠償責任を免れる」⁽¹¹⁵⁾とされている。MHC 社としては、R が hire purchase の目的物である自動車を不正に処分することは、自らが行った不実表示と、RT 社が被った損害の間の因果関係を中断するものである、との主張をしたのである。

2人の裁判官が、予見可能性に関する判断を行ったのは、この MHC 社側の主張を退けることを目的としているのだと思われる。つまり、*novus actus interveniens* への該当性を否定するファクターとして、売却行為の予見可能性が認められることを論じたのである。Balcombe LJ は、「車の不法な売却の可能性（possibility）を、ディーラーが合理的に予見すべきであったのなら、それは、車の売却が因果関係の連鎖を切断してはいないことを、強く示すものである」⁽¹¹⁶⁾と述べている。Royscot 判決において、予見可能性については、詐欺不法行為の基準によって処理する損害の遠隔性の問題とは別の問題の考慮につき、扱われたのだと考えられる。この点につき、Cartwright は、こうした予見可能性に関する問題を ‘remoteness of damage’ ではなく ‘causation’ の問題として整理している⁽¹¹⁷⁾。また、Oakley は、損害が予見可能でなければならないとの要件は存在しないが、*novus actus interveniens* に関する判断において考慮するファクターとしたのであると、判示を整理している⁽¹¹⁸⁾。

なお、Oakley は、この予見可能性の考慮について批判的なことも述べている。Oakley は、こうした判決のアプローチについて、従来の判例とは一貫しているものの、予見可能性の要件をこのためだけに残したことは、将来の潜在的な混乱のもとになると指摘している⁽¹¹⁹⁾。また、今回は、損害の予見可能性があった事案であるため、詐欺不法行為のルールにのっとり、

(114) 田中編代・前掲注9) 595頁。

(115) *ibid.*

(116) *Royscot* (n 62) 307–08.

(117) *Cartwright* (n 17) para 7-39 (see footnote 182).

(118) *Oakley* (n 106) 11.

(119) *ibid.*

予見可能性に関わらず全損害を賠償すべきとの判断は、必ずしも必要でなかったかもしれないとの印象も受ける⁽¹²⁰⁾。

3. 損害の遠隔性に関する判示

Roy Scot 判決において、最も重要な点は、損害の遠隔性に関する判示である。1967 年法 2 条 1 項に基づく損害賠償において、詐欺不法行為に適用されるのと同じルールによって、損害の遠隔性に関する判断を行うことを本判決は示した。この判断は、控訴院のレベルにおいては、拘束力のある先例であると考えられている。しかし、詐欺不法行為と同様の基準を採用したことについては、多くの批判がなされた。近年の裁判例や教科書においても、しばしば批判的に言及されている。以下では、そもそも「損害の遠隔性」とは何なのか確認したうえで、Roy Scot 判決が行った理由付けを整理する。そのうえで、Roy Scot 判決に対する批判等を検討していく。

(1) 損害の遠隔性 (remoteness of damage)

まず、議論の対象となっているルールについて、こういった性質のものであるかを整理しておく。Cartwright は、Roy Scot 判決において行われた、1967 年法 2 条 1 項に基づく請求を詐欺不法行為に寄せるという判断は、損害の遠隔性 (remoteness of damage) のルールの文脈においてなされたものと整理する⁽¹²¹⁾。不法行為に該当する何らかの行為により生じた結果は、無限に拡大する可能性がある。そうした場合に、その行為をした者にどの範囲までの責任を負わせるかが問題となる。この問題に対処するのが、損害の遠隔性であり、一定の要件や考慮のもとで、行為者の責任を制限することがある⁽¹²²⁾。

これまでも見てきたが、1967 年法とは別に、不法行為の一種として、判例法上は詐欺的不実表示と過失不実表示に基づく損害賠償請求が認められてきた。そして、この 2 つのタイプにおいては、異なる損害の遠隔性に関するルールが使い分けられている。

詐欺的不実表示については、*Doyle v Olby*⁽¹²³⁾ や、*Smith New Court of Securities Ltd v*

(120) Cartwright (n 17) para 7-40 も同旨の指摘をしている。なお、Wadsley (n 106) 703 は、この点について一定の説明を与えることを試みている。

(121) Cartwright (n 17) para 7-40.

(122) 損害の遠隔性については、田中編代・前掲注 9) 718 頁 (訳語は「損害の疎遠性」) を参照。また、過失不法行為についての解説であるが、望月・前掲注 3) 188-189 頁、平野 = 板持編代・前掲注 3) 244-246 頁 [高橋脩一] も参照。

(123) [1969] 2 QB 158 (CA).

Scrimgeour Vickers (Asset Management) Ltd⁽¹²⁴⁾ において示された詐欺不法行為のルールが適用される結果、予見可能性の有無に関係なく、発生した全損害を原則として賠償することになる⁽¹²⁵⁾。*Doyle v Olby*での Lord Denning MR の判示によれば、「被告は、詐欺的な誘引から直接生じた、実際の損害の全てを填補しなければならない」⁽¹²⁶⁾ とされている。また、*Smith New Court of Securities Ltd v Scrimgeour Vickers (Asset Management) Ltd* においても、Lord Browne-Wilkinson が⁸、詐欺的不実表示によって物品を購入するよう仕向けられた場合における損害賠償の評価について、七項目に整理をしている⁽¹²⁷⁾。その内容は多岐にわたるものであるが、本稿の主題に関わる、最初の二項目は以下のようなものである。すなわち、「(1) 被告は、取引から直接生じた全ての損害を填補しなければならない。(2) こうした損害は予見可能であった必要はないものの、取引から直接発生したものでなければならない」⁽¹²⁸⁾。以上が裁判例によって示された損害賠償のルールである。なお、McKendrick は、詐欺的不実表示をした者は、損害を予見することができたかどうかにかかわらず、不実表示から直接生じた全ての損害を賠償する責任を負うが、相手方自身の行為により疎遠すぎる形になった損害については責任を免れると整理している⁽¹²⁹⁾。

一方の過失不実表示においては、損害賠償の範囲は、ある程度制限される。McKendrick の整理によれば、過失不実表示をした者は、合理的に予見可能な (reasonably foreseeable) 結果である全損害を賠償しなければならない⁽¹³⁰⁾。過失不法行為における損害の遠隔性に関するリーディングケースが、*Overseas Tankship (UK) Ltd v Morts Dock & Engineering Co (The Wagon Mound)*⁽¹³¹⁾ である。この判決は、不実表示に関係する事案ではないが、過失不法行為全般における損害の遠隔性に関するリーディングケースであり、不実表示を理由とする過失不法行為についての解説においても、リーディングケースとして言及されている⁽¹³²⁾。こ

(124) [1996] UKHL 3, [1997] AC 254.

(125) もっとも、*Smith New Court of Securities Ltd v Scrimgeour Vickers (Asset Management) Ltd* 判決は、Royscot 判決よりも後に出たものである。しかし、*Doyle v Olby* により、詐欺不法行為に基づく損害賠償の算定基準は、Royscot 判決の時点でも既に示されており、Royscot 判決においても、*Doyle v Olby* が引用されている。

(126) *Doyle* (n 123) 167.

(127) *Smith New Court of Securities* (n 124) 266–67.

(128) *ibid* 267.

(129) McKendrick (n 4) 289.

(130) *ibid* 290.

(131) [1961] AC 388 (PC).

(132) *Cartwright* (n 17) para 6-58 (see footnote 435) では、この判決を ‘leading case’ であるとしている。また、McKendrick (n 4) 290 も、過失不実表示に基づく判例法上の損害賠償請求についての解説にお

の判決では、「……責任 (liability) を決定するにあたって、本質的なファクターは、損害が、合理的な人 (reasonable man) が予見すべきであった類のものかどうかである……」⁽¹³³⁾とされた。過失不法行為においては、因果関係が認められる損害のうち、損害賠償の対象となるのは、合理的に予見可能なものに限られることが、この判決によって示されたのである⁽¹³⁴⁾。

また、損害の遠隔性とは異なる問題であるが、被表明者の側にも落ち度 (過失等) が認められる場合は、寄与過失 (contributory negligence) を根拠に損害賠償額の減額もなされる。このように、過失不実表示においては、不実表示をした者が負う責任の範囲は狭められるのである⁽¹³⁵⁾。

以上のように、判例法上の不実表示に基づく損害賠償では、不実表示をした者の主観的態様により、損害の遠隔性について、異なるルールが採用されていた。2つの異なる損害の遠隔性に関するルールのうち、どちらが制定法上の不実表示に基づく損害賠償に適用されるか、という問題が、Royscot判決において扱われたといえる。

(2) Royscot判決の理由付け

詐欺不法行為と同様の基準を用いるとの結論を導くにあたり、2人の裁判官が用いた理由付けは、条文の文理解釈である。

まず、1967年法2条1項の条文について改めて確認しておく。1967年法2条1項は、不実表示に基づく損害賠償責任を発生させるものであるが、要件規定は、「不実表示が詐欺的になされたのだとしたら、不実表示をした者が損害賠償責任を負う場合には」という形になっており、詐欺不法行為に言及している。そして、この要件規定に続いて、「不実表示が詐欺的になされていないにも関わらず、不実表示をした者は、同様に責任を負う (so liable)」

いて、この判決に言及している。

なお、平野=板持編・前掲注3) 245-246頁〔高橋脩一〕において、この判決についての解説がなされている。

(133) *Overseas Tankship* (n 131) 426.

(134) 本稿では扱えないが、過失不法行為における損害の遠隔性をめぐる問題については、判例の立場が変遷してきたほか、複雑な問題も存在している。*Overseas Tankship (UK) Ltd v Morts Dock & Engineering Co (The Wagon Mound)* 以外の裁判例や、本稿で言及していない (より複雑な) 論点等については、Goudkamp & Nolan (n 34) paras 7-060-7-078 に詳細な解説がある。日本語文献としては、望月・前掲注3) 188-193頁を参照されたい。また、窪田充見『過失相殺の法理』30-38頁 (有斐閣、1994) は、被害者の素因の取り扱いについての検討を主眼とするものであり、本稿と直接関係するものではないが、*Overseas Tankship (UK) Ltd v Morts Dock & Engineering Co (The Wagon Mound)* をはじめとするイギリスの不法行為法の判例の展開を整理しており、参考になると思われる。

(135) 過失不実表示に基づく損害賠償におけるルールにつき、McKendrick (n 4) 290.

という効果が定められている。以上のように、契約前の不実表示による損害賠償責任を、詐欺不法行為に寄せるような形で発生させるこの条文は‘fiction of fraud’と呼ばれる。本判決においては、条文中の、「同様に責任を負う (so liable)」という文言の解釈が行われた。この文言が、要件規定において参照されている詐欺不法行為について、損害の遠隔性のルールまでも取り込むものなのかが、問題となったのである。

Balcombe LJは、条文の文言は、「明確 (clear)」であると述べ⁽¹³⁶⁾、特段それ以上の理由付けを与えることなく、詐欺不法行為と同様の基準を用いるべきであるとの結論を導き出している。「同様に責任を負う (so liable)」という文言からは、詐欺不法行為と全く同様の責任を負うべきであると解するのが、自然であるとの判断を行ったものと思われる。そして、過失不実表示の基準を用いることに対しては、条文の‘plain words’を無視するものであると批判している。Ralph Gibson LJも、詐欺的不実表示と同様の扱いをすることが、条文の‘plain meaning’であるとしており⁽¹³⁷⁾、基本的にBalcombe LJと同様の趣旨のことを述べている。もっとも、Ralph Gibson LJは、若干踏み込んで、法律を制定した議会の意図にも言及している。すなわち、過失不実表示の基準の適用を意図していたのであれば、詐欺的不実表示に寄せるような文言は用いず、別の書き方をしていただろうと指摘している⁽¹³⁸⁾。

両名の裁判官が行った理由付けは、ほとんど以上の内容に尽きるように思われる。Balcombe LJの意見においては、この論点にかなりの紙幅が割かれている。しかし、その大部分は、過失不法行為の基準を用いるべきであるとの学説を引用したうえで、それに対する批判を行うものである。また、その批判の内容も、条文の文言を無視していることや、適切な先例の引用が行われていないことを指摘するにとどまっている。Balcombe LJ自身が独自に行った理由付けの量は、決して多くない。Ralph Gibson LJの意見については、ヨリ踏み込んだ内容を述べている点はあるものの、基本的にはBalcombe LJの見解に同調するものであり、条文の文理解釈以外の根拠を示すものではない。むしろ、Ralph Gibson LJの意見においては、予見可能性をめぐる問題に関する判断の方に力点が置かれているようにも思える。

なお、Balcombe LJは、詐欺不法行為と同様の基準を用いることを肯定した下級審の裁判例3つに言及している。そのうち、判決文の引用まで行っているのが、*Chesneau v Interhome Ltd* という控訴院の判決である⁽¹³⁹⁾。しかしながら、この判決は、詐欺不法行為の基準

(136) *Royscot* (n 62) 305.

(137) *ibid* 309.

(138) *ibid*.

(139) *Chesneau v Interhome Ltd* については、Cartwright (n 17) para 7-34 において、‘unreported decision’であるとされている。Royscot判決においては、*Chesneau v Interhome Ltd* に、‘(1983) 134 N.L.J. 341 Court of Appeals (Civil Division) Transcript No. 238 of 198’ とのサイテーションが付されているが、

を採用することに対する理由付けをほとんど行っていない。条文の‘so liable’との文言から、詐欺的不実表示と同様の責任が課されるものと解する、という趣旨の1文があるのみである。他の裁判例の引用がなされていることを考慮したとしても、Royscot判決における1967年法2条1項の解釈の根拠は、条文の厳格な文理解釈のみであると考えてよさそうである。

(3) 判示に関する議論

Royscot判決が1967年法2条1項に基づく損害賠償の算定について、詐欺不法行為のルールを採用し、さらにこれが先例となったことに対しては、学説からの批判が少なくない。McKendrickは、1967年法2条1項に基づく損害賠償の範囲に関する先例としてRoyscot判決を紹介しているが、その際に、Royscot判決を‘controversial case’であると評している⁽¹⁴⁰⁾。また、後の裁判例には、Royscot判決に批判的に言及するものもあるし、Royscot判決とは整合的でない裁判例も一定数存在する。Royscot判決を明確に批判した裁判例の一つが、*Yam Seng Pte Ltd v International Trade Corporation Ltd*⁽¹⁴¹⁾である。この裁判例においては、Royscot判決で示されたルールが適用された。しかし、Leggatt Jは、「Royscot Trust判決が覆されないかぎり、また覆されるまでは、これは法である。従って、私はこれを適用しなければならない」⁽¹⁴²⁾と述べており、Royscot判決に反対する態度を示している。また、*Cheltenham Borough Council v Laird*⁽¹⁴³⁾もRoyscot判決の問題点を列挙している。

以下では、Royscot判決が、損害の遠隔性に関するルールとして、詐欺不法行為の基準を採ったことが適切であったといえるかを検討する。まず、Royscot判決の内容について、学説でどのような評価がなされているのかを整理する (a)。次に、1967年法の立法時の議論を参照し、Royscot判決の結論は立法者の意図するところであったのかを検討する (b)。その後、他の裁判例の動向を見ていく。具体的には、1967年法2条1項による損害賠償をめぐる問題を扱った別の下級審裁判例を簡単に検討する (c)。そして、貴族院や最高裁判所の裁判例を見ていき、Royscot判決を支持する意図があるのかを検討する (d)。

(a) Royscot判決の内容に対する批判

まず、Royscot判決に関して指摘されるのが、結論の内容の実質的な不当性である。1967

掲載誌の特定・入手はできなかった。*Chesneau v Interhome Ltd* は、Lexis+からの閲覧が可能である (Lexis citation [1983] 2164)。本稿の執筆にあたっては、Lexis+から入手した判決文を参照した。

(140) McKendrick (n 4) 284.

(141) [2013] EWHC 111 (QB), [2013] 1 All ER (Comm) 121.

(142) *ibid* [206].

(143) [2009] EWHC 1253 (QB), [2009] 6 WLUK 377.

年法2条1項に基づく損害賠償を詐欺不法行為と同様のルールによって取り扱うということは、過失や（場合によっては）善意無過失で不実表示をしてしまった者に対しても、詐欺的不実表示をした者と同様の責任を課す、ということである。詐欺不法行為のルールによれば、基本的に全ての損害を賠償する義務が生じるため、事案によっては、損害賠償責任を負う額が甚大になり得る。このような極めて厳しい責任を、詐欺によらずに不実表示をした者にまで負わせるのは果たして正当化できるのか、という問題が指摘される。しかも、1967年法2条1項においては、判例法上の不実表示と比べて、立証責任の分配が損害賠償を請求する側に有利な形になっている。不実表示をした者は、表示内容を真実だと信じたことにつき合理的根拠があったことを主張・立証しなければ、損害賠償責任を免れることができない。しかも、この合理的根拠の立証のハードルは極めて高いものだと考えられている⁽¹⁴⁴⁾。

詐欺的不実表示をした者に、予見可能性に関わらず全損害を賠償させるのは、表明者がまさに詐欺という道義的に責められるべきことをしたからである⁽¹⁴⁵⁾。Royscot判決で、詐欺不法行為に基づく損害賠償の範囲を示した裁判例として引用されるものの1つが、*Doyle v Olby*であるが、この判決中でも、表明者の主観的態様の悪性に言及がなされている。Lord Denning MRは、「損害が合理的に予見することが不可能であったと主張することは、詐欺的な者の口には許されない」⁽¹⁴⁶⁾としている。*Doyle v Olby*においては、広い範囲の損害賠償義務を課す根拠として、詐欺を働いたという表明者の主観的態様を重視していると考えられるべきであろう。

多くの論者も、詐欺を働いたわけではない表明者に対して、詐欺的不実表示と同様の損害賠償責任を課すことには批判的である。Hooleyは、1967年法2条1項の性質を、詐欺や注意義務の証明を必要としないで、有過失の表明者の責任を拡大するものとした⁽¹⁴⁷⁾うえで、Royscot判決について以下のように述べる。「控訴院の決定の効果は、愚かであるが誠実な者（foolish but honest man）を、不誠実（dishonest）かのように扱うものである」⁽¹⁴⁸⁾。また、Wadsleyも以下のような指摘をしている。彼は、詐欺的不実表示に対する救済は、詐欺の存在の重い立証負担を果たした場合にのみ与えられる、詐欺の有責性（culpability）を反映した例外的なものであるとする⁽¹⁴⁹⁾。そして、Royscot判決は、立証責任を転換した上で、このような詐欺に対する救済を、過失不実表示などのケースについても適用するものであると指

(144) McKendrick (n 4) 284.

(145) John Cartwright, 'Damages for misrepresentation' [1987] Conv 423, 427を参照。

(146) *Doyle* (n 123) 167.

(147) Hooley (n 110) 549.

(148) *ibid.*

(149) Wadsley (n 106) 702.

摘している⁽¹⁵⁰⁾。McKendrick も、Royscot 判決の結論は、過失の証明すら求めないで、詐欺と同様の責任を問うものであり ‘extraordinary’ だと述べている⁽¹⁵¹⁾ ほか、過失があったとすら証明されていない者を詐欺的であるかのように扱うことを正当化することはできないと批判している⁽¹⁵²⁾。Yam Seng Pte Ltd v International Trade Corporation Ltd においても、幅広い範囲の損害賠償責任を正当化するような政策的考慮は、単なる過失のケースには妥当しないと指摘されている⁽¹⁵³⁾。また、Cheltenham Borough Council v Laird も、詐欺に基づく損害賠償に適用される特別なルールの根拠は、道徳 (morality) と抑止 (deterrence) だとしたうえで、単なる過失のケースに、このような考慮は妥当しないと述べている⁽¹⁵⁴⁾。さらに、1967 年法 2 条 1 項に基づく損害賠償と判例法上の過失不実表示に基づく損害賠償の間で、損害賠償額が大きく異なることは、異常かつ満足できないものであるとも指摘している⁽¹⁵⁵⁾。

また、そもそも本判決における、条文の文理解釈が絶対的に正しいのかについても疑問がある。Balcombe LJ は、条文の文言は明確 (clear) であると述べて、詐欺不法行為と同様の基準を用いるべきであるとの結論をただちに導き出している。Ralph Gibson LJ も同様に条文の意味は明白であるとの立場である。確かに、この条文は、要件規定において、‘if the person making the misrepresentation would be liable to damages in respect thereof had the misrepresentation been made fraudulently’ と述べ、詐欺的不実表示に基づく責任に言及している。そして効果規定において、‘that person shall be so liable’ と規定した上で、直後の notwithstanding 以下で、「不実表示が詐欺的になされていないにもかかわらず」と述べている。このような詐欺的不実表示への言及を踏まえると、詐欺的不実表示と同様の責任を発生させる条文であると考えすることは自然であるともいえる。

しかし、この条文の意味が明確であると、直ちに断言したのが適切であったのかについては、再考の余地がある。詐欺不法行為と同様の遠隔性の基準を用いることまで、この条文から明確であるとは言えないのではないかとの指摘は、一定数存在する。この判決が、条文の意味が明確だとしてただちに結論を導き出したことに対しては、後の学説や裁判例からの批判が多い。Hooley は、本当に条文の文言は明確なのだろうかと疑問を呈している⁽¹⁵⁶⁾。彼は、「同様に責任を負う (so liable)」について、単に損害賠償責任を定めたものにすぎず、損害

(150) *ibid.* ただし、Wadsley は、他の論者ほど明確に判決を批判してはいないようにも思われる。

(151) McKendrick (n 11) 611.

(152) McKendrick (n 4) 285.

(153) Yam Seng (n 141) [206].

(154) Cheltenham (n 143) [524].

(155) *ibid.*

(156) Hooley (n 110) 549.

賠償の量 (quantum) まで定めたものではないとの解釈もあり得ると指摘している⁽¹⁵⁷⁾。Yam Seng Pte Ltd v International Trade Corporation Ltd でも、本判決の文理解釈の手法には、疑問が呈されている。Leggatt J は、この条文の ‘and as a result thereof has suffered loss’ という文言は、原告に対して、被った損害が不実表示の合理的に予見できる結果として生じたものであることを証明することを要求するものであり、それに続く文言 (詐欺的不実表示への言及) はさらに満たされる必要のある追加的要件を課すものであるとの解釈が可能であるとする⁽¹⁵⁸⁾。Cheltenham Borough Council v Laird も、1967 年法 2 条 1 項の ‘fiction of fraud’ について、Royscot 判決とは異なる解釈の可能性を指摘する。すなわち、fiction of fraud 等の条文の文言は、詐欺と同様の損害賠償責任が発生するという結論を強いるものとは必ずしもいえないと述べる⁽¹⁵⁹⁾。そのうえで、fiction of fraud 等は、不実表示が過失によってなされた場合にも損害賠償責任が発生するという責任の存在の面に言及するものであり、責任の範囲にまで言及するものではない可能性を指摘している⁽¹⁶⁰⁾。

以上では、Royscot 判決が出た後の批判についてみてきたが、1967 年法 2 条 1 項の条文の読み方については、Royscot 判決以前にも複数の読み方をなしうとの見解が存在した。条文の意味が明確ではない可能性については、Royscot 判決よりも前から指摘されていたのである。それが、1982 年の Taylor の論文である。Taylor は、この条文の fiction of fraud 部分について、いくつかの帰結を導くことが可能であると指摘している⁽¹⁶¹⁾。彼がまず指摘する帰結は、詐欺的不実表示と同様の程度 (same extent)、すなわち同様の基準 (same measure) による損害賠償責任を発生させるものだと、この条文を解釈することである⁽¹⁶²⁾。そして、もう一つの fiction of fraud の解釈は、‘that person shall be so liable’ を、「判例法上は、不実表示が詐欺的であると証明された場合にのみ損害賠償責任が発生するという事実に関わらず、不実表示をした者は損害賠償責任を負う」ということを単に意味するに過ぎないと考えることであるとする^{(163) (164)}。さらに、Taylor は、これらの条文の解釈について、「等しく可能 (equally

(157) *ibid.* なお、ここでは、Taylor (n 104) 141 が用いられている。

(158) *Yam Seng* (n 141) [206].

(159) *Cheltenham* (n 143) [524].

(160) *ibid.*

(161) Taylor (n 104) 141.

(162) *ibid.*

(163) *ibid.*

(164) この Taylor の ‘so liable’ 部分の解釈において、「判例法上は、不実表示が詐欺的であると証明された場合にのみ損害賠償責任が発生するという事実に関わらず」との文言がある。Hedley Byrne 判決によって、判例法上でも過失による責任追及は、この論文が書かれた当時も可能であったことから、やや違和感を覚える。しかし、過失による責任追及は常に可能なわけではなく一定のケースに限定

possible)』⁽¹⁶⁵⁾であるとするし、条文の文言からも、どちらの解釈も可能なものである⁽¹⁶⁶⁾とも述べている。1987年のCartwrightの論文においても、2通りの読み方の可能性への言及がなされている⁽¹⁶⁷⁾。

判決後のみならず、判決の前からも、条文については、異なる読み方が指摘されていた。そして、Taylorによれば、どちらの読み方も文言から導ける、等しく可能なものなのである。これを踏まえると、Royscot判決において2人の裁判官が、文言上自然である以外の理由付けを特段行わずに、詐欺不法行為と同様の責任を負わせるものであると、1967年法2条1項を解釈したのは、やや強引であるように思える。その読み方がなぜ適切なのかをしっかりと論証すべきであったと思われる。

もっとも、否定的な見解のみならず、肯定的な見解も存在する。Oakleyは、詐欺に対して形成されたルールを、過失しかない者に適用するのは、幾分か酷であることは認めつつも、Royscot判決は条文の文言に合致しており、シンプルであるという利点もあると述べている⁽¹⁶⁸⁾。また、Royscot判決の解釈は起草者の意思に沿うものではあることも指摘されている⁽¹⁶⁹⁾。

このように、Royscot判決の結論が立法者の意思に親和的であることも指摘されるところではあるが、立法者の意思がどのようなものであったのかについては、意見の分かれるところでもある。以下では、1967年法の立法時になされた議論を検討し、Royscot判決の結論の妥当性を考える材料としたい。

(b) 1967年法2条1項の趣旨・立法時の議論⁽¹⁷⁰⁾

以下では、1967年法はどのような意図のもとで立法されたのかを整理し、Royscot判決が立法者の意図に沿う条文の解釈を行ったのかどうか検討していく。具体的には、Law Reform Committeeの報告書と貴族院での法案審議に際しての議論を参照する。この報告書に

されているのも確かであり、その意味では、詐欺的不実表示が判例法上の責任追及の原則的なものであるともいえる。

(165) Taylor (n 104) 141.

(166) *ibid.*

(167) Cartwright (n 145) 425.

(168) Oakley (n 106) 10.

(169) Cartwright (n 17) para 7-40 など。しかしながら、IV 3 (3) (b) にて詳述のとおり、法律制定当時に詐欺不法行為と過失不法行為の救済面における違いは十分に認識されていなかった可能性も指摘される (Cartwright (n 17) para 7-35)。

(170) この項目における、Law Reform Committeeの立法提案に関する記述については、主にCartwright (n 17) paras 7-04, 7-18を参照した。

においては、様々な立法提案がなされているほか、貴族院での審議も様々な事項についてなされているが、今回は、1967年法2条1項に関する内容や議論のみを取り上げる。

制定法である1967年法は、Law Reform Committeeの提言（recommendation）に応じる形で立法されたものである。Law Reform Committeeにおいては、1959年から、善意不実表示に関する法制度や救済に関して変更が必要か否かといった内容が議論されていた。この議論の末、1962年に善意不実表示に関する報告書（report）⁽¹⁷¹⁾が出された。

Law Reform Committeeは、当時の不実表示法理についていくつかの批判がなされていると指摘している。その内の一つが、不実表示に対する救済の不十分さである。具体的には、善意不実表示（innocent misrepresentation）によって生じた損害について賠償を受ける権利が、当時の法のもとでは与えられないという点が批判を招いてきたと報告書では指摘されている⁽¹⁷²⁾。巧妙な不実表示と真実の隠蔽が行われても、立証ハードルの高さのために、詐欺を証明しきれない事案があることを重く見たようである⁽¹⁷³⁾。不実表示に対する救済が心もとないことについては、貴族院での法案審議においても言及がなされている。1966年5月17日の貴族院での第2読会において、大法官のLord Gardiner⁽¹⁷⁴⁾は、不実表示に関する法の問題点を以下のように指摘している⁽¹⁷⁵⁾。すなわち、不実表示により契約が締結された場合の救済は、契約の取消しと損害賠償に限定されており、さらに損害賠償が利用できるのは、不実表示が詐欺的になされたことを証明された場合に限られる。そして、相手方の内心を知りようがないことから、詐欺の証明のハードルは極めて高いのだと指摘する。

このような問題意識のもとで、Law Reform Committeeは、制定法によって損害賠償を請求しやすくすることを図った。もっとも、あらゆる不実表示について、損害賠償責任を発生させるべきだとは考えておらず⁽¹⁷⁶⁾、一定の絞りをかけることを試みた。すなわち、表示内容につき過失がある（at fault）場合のみ損害の填補がなされるべきであるとする⁽¹⁷⁷⁾。また、通常は本当の事実をより知り得る立場にあることから、表明者側に無過失であったことを証明する負担を課すべきであるとも提案している⁽¹⁷⁸⁾。

(171) Law Reform Committee, *Tenth Report* (Cmnd 1782, 1962)

(172) *ibid* para 17.

(173) *ibid*.

(174) 大法官のLord Gardinerは、Law Reform Committeeが不実表示関係の法改正を1962年に提言した際の、メンバーの一人であった。

(175) HL Deb 17 May 1966, vol 274, col 921.

(176) Law Reform Committee (n 171) para 17.

(177) *ibid*.

(178) *ibid*.

この提言において、具体的に Law Reform Committee が念頭に置いていたルールが、当時の Companies Act 1948 の規定だった。同法は、新株や社債の引受人の募集に当たって、目論見書での不実記載があった場合は、取締役等は記載内容が真実であったと信じる合理的根拠があり、割当ての時点で真実であると信じていたことを示せないかぎり、損害賠償責任を負うことを定めていた（43 条）。Law Reform Committee は、このルールをあらゆる契約に適用される一般的ルールとすることを提案した⁽¹⁷⁹⁾。以上のとおり、不実表示があった場合に、より幅広く損害賠償を与えることが、1967 年法の制定にあたって意図されていたといえる。

それだけでなく、その損害賠償の内容については、判例法上の詐欺不法行為と同様のものとすることを意図していたように思われる。Law Reform Committee は、得られる損害賠償の額について、詐欺に基づく判例法上の請求と同程度のものである（no less extensive）としている⁽¹⁸⁰⁾。さらに、立証面での負担も軽いことから、判例法上の詐欺的不実表示の請求は使われなくなり得るとする⁽¹⁸¹⁾。

これを踏まえると、Law Reform Committee としては、判例法上の詐欺不法行為による損害賠償と全く同じ救済を、より低いハードルのもとで利用できるようにすることを目指していたのだと考えられる。そうすると、判例法上の詐欺不法行為と同様の損害の遠隔性のルールを採用した Royscot 判決は、立法趣旨に沿うといえそうである。

しかしながら、こうした点を重視するのには慎重であるべきだと考えられる。なぜなら、1967 年法の立法時においては、判例法において過失不実表示による損害賠償請求が可能であることを念頭においた議論は、ほぼなされていないからである。これまで見てきた Law Reform Committee の報告書は、判例法上の詐欺的不実表示の立証ハードルの高さを指摘し、同様の救済をより簡単に利用できるようにすることを提言するが、判例法上の過失不実表示について全く言及していない。判例法上、損害賠償が請求できるのは詐欺の場合のみであることを前提とした提言を行っているのである。これは、Law Reform Committee での議論が行われていた当時、判例法上の過失不実表示による損害賠償請求は可能であると考えられていなかったためである。過失不実表示による損害賠償に関するリーディングケースである Hedley Byrne 判決は、1963 年に出された。Law Reform Committee での議論は、前述のとおり、1959 年から行われ、報告書は 1962 年に出された。Law Reform Committee が判例法上の過失不実表示との関係を意識した議論を行うことは、時期的に不可能だったのである。

以上のような事情は、Cartwright も指摘している。Cartwright は、Law Reform Committee

(179) *ibid* para 18.

(180) *ibid* para 22.

(181) *ibid*.

の勧告の時点では、Hedley Byrne 判決が出ていなかったという立法の、時期的な問題を指摘している⁽¹⁸²⁾。さらに、損害賠償請求における、損害の遠隔性に関する判例法理自体も、当時ようやく出現し始めた段階であり、遠隔性をめぐる問題も認識されていなかったことも指摘している⁽¹⁸³⁾。そのうえで、1967年法2条1項に基づく損害賠償の算定をめぐる‘anomalies’は、過失不法行為の法理が発展した文脈において、生じるのだらうとしている⁽¹⁸⁴⁾。

なお、議会における法案の審議については、Hedley Byrne 判決後に行われたが、こでも判例法上の過失不实表示を意識した議論は、ほとんどなされていない。1966年5月17日の貴族院での第2読会において、判例法上の過失不实表示について言及したのは、Lord Wilberforceのみである。彼は、法案の2条の規定について以下のとおり懸念を表明している⁽¹⁸⁵⁾。すなわち、法案の2条1項は、極めて顕著な革新 (innovation) を、法にもたらすものである。法は、損害賠償が発生する詐欺的不実表示と、損害賠償が発生しない善意不实表示を区別してきた。そして、最近、裁判例においては、詐欺と善意の間の第3の類型、すなわち表示にあたっての注意義務に基づく請求が認められつつあり、この注意義務は、特別な関係があるときに生じる。法案の2条1項は、全ての契約について、一般的な注意義務を課すものである。しかし、注意義務を拡大する根拠は不十分である。Law Reform Committee が参考にした Companies Act の規定（取締役の目論見書の記載内容に対する責任）は、取締役は会社の情報を有する特殊な地位にあることに基づくものであり、一般的な契約への責任の拡張を基礎づけないと指摘する。

以上のとおり、Lord Wilberforce は、当時認められつつあった判例法上の過失不实表示を意識した議論を行っているが、他にこの点を指摘するような議論は見当たらない。また、この Lord Wilberforce の意見は、そもそも損害賠償責任が認められるケースが広くなりすぎることを懸念するものであり、損害賠償の範囲に関する問題を指摘するものではない。Cartwright も、貴族院での審議における各議員の発言を検討したうえで、判例法上の過失不实表示が意識されていないこと、Lord Wilberforce の指摘は損害賠償責任の成立範囲の広さに関するものであることを指摘している⁽¹⁸⁶⁾。また、McKendrick は、詐欺不法行為のルールを取り込むことは議会の意思であったが、善意または過失があるに過ぎない者を、詐欺をした者と同様に扱うという ‘anomalies’ までは、予見できていなかったとする⁽¹⁸⁷⁾。議会での法案審

(182) Cartwright (n 145) 432.

(183) ibid 432–33.

(184) ibid 433.

(185) HL Deb 17 May 1966, vol 274, col 949–51.

(186) Cartwright (n 145) 432.

(187) McKendrick (n 4) 285.

議の段階では、Hedley Byrne 判決は存在しており、判例法上の過失不実表示が認められる状況ではあったが、このことを十分に考慮した検討は行われていなかったと言えそうである⁽¹⁸⁸⁾。

ここまで見てきた 1967 年法の立法段階の事情は以下のようにまとめられるだろう。確かに、Law Reform Committee や議会は、詐欺的不実表示に対して課されるのと同様の損害賠償責任を、詐欺が立証されない事案にも適用することを意図していた。しかし、当時は判例法上の過失不実表示という、詐欺と善意のいわば間に位置する不実表示の類型が認められていなかった（議会での審議時には認められていたが、十分にそのことが認識されていなかった）時期にあたる。詐欺的不実表示と過失不実表示の間で、損害の遠隔性に関するルールが異なることも確立していなかった時期だったのである。そうすると、判例法では詐欺と過失の間で損害賠償の内容が異なるという前提の下、制定法上の救済においては、表明者の主観的態様に関係なく、判例法上の詐欺のルールを一律に用いることまでは、立法時に意図されていなかったというべきである。

(c) 他の裁判例との関係

Royscot 判決とは異なる 1967 年法 2 条 1 項の解釈を採ったと考えられる裁判例があることも指摘されている。それが、*Gran Gelato Ltd v Richcliff (Group) Ltd*⁽¹⁸⁹⁾（以下、「Gran Gelato 判決」ということがある）である。これは、Royscot 判決とほぼ同時期の裁判例であるが、1967 年法 2 条 1 項の解釈について、Royscot 判決との理論的な食い違いがあると、McKendrick が評するものである⁽¹⁹⁰⁾。

まず、寄与過失について確認しておく。寄与過失は、英語で *contributory negligence* と呼ばれる。これは日本法における過失相殺と似た概念である。損害賠償の算定において、損害を被った側にも落ち度（過失等）があった場合、基本的には、得られる損害賠償額が減額されるという効果をもたらす。

当初のイギリスの判例法では、寄与過失が認められた場合、請求は完全に棄却されることになっていた⁽¹⁹¹⁾。このルールは、‘all-or-nothing’だと表現されることもある⁽¹⁹²⁾。これを修正

(188) Cartwright は、Hedley Byrne 判決を踏まえた条文の見直し、すなわち過失不実表示に寄せる文言への修正をすることもできたのではないかと述べる（Cartwright (n 145) 432）。

(189) [1992] Ch 560 (HC)。

(190) McKendrick (n 4) 290-91。

(191) 望月・前掲注 3) 287 頁は、これを示す裁判例として、*Butterfield v Forrester* (1809) 11 East 60, 103 ER 926 を挙げている。

(192) Goudkamp & Nolan (n 34) para 23-056。また、望月・前掲注 3) 288 頁にも、「オール・オア・ナッ

するものが、寄与過失について定めた、Law Reform (Contributory Negligence) Act 1945 という制定法である。この法律の1条1項は、「ある者が自分の落ち度 (fault) と他者の落ち度の結果として損害を被った場合、その損害に関する請求は、損害を被った者の落ち度を理由として退けられないが、回復可能な損害は、損害に対する原告の責任の割合に照らして裁判所が正当かつ衡平 (just and equitable) だと考える程度まで、減額される……」と規定する⁽¹⁹³⁾。この規定により、寄与過失は、請求の完全な棄却を導くのではなく、原告側の落ち度に応じて、損害賠償額の減額を行うものになった⁽¹⁹⁴⁾。なお、同法4条は、落ち度 (fault) とは、「過失 (negligence)、制定法上の義務違反、または不法行為責任を生じさせるか、本法律とは別に寄与過失の抗弁を生じさせる、作為または不作為」であると定義している。

この寄与過失と不実表示に基づく損害賠償請求の関係が問題となったのが、*Gran Gelato* 判決である。判決内容は以下のようなものであった。

まず、寄与過失の抗弁は、判例法上の過失不実表示に基づく請求においては、明らかに利用可能であるとする。しかし、1967年法2条1項においても、寄与過失の抗弁が利用できるかについては、疑問があると述べた上で、検討を行っている。まず、1967年法2条1項に基づく損害賠償について、「……被告、すなわち表明者が、表示された事実が真実であると信じる合理的な根拠がなかったという意味で、基本的には過失に基づくものである……」⁽¹⁹⁵⁾と指摘する。これを前提としたうえで、「そうすると、もし寄与過失の抗弁が制定法のもとでの請求において利用できないとすれば、極めて不自然 (odd) であろう。寄与過失が、特定の表示を行うのにあたって注意を払う義務の違反に基づく損害賠償請求に対する抗弁としては利用できるが、同じ表示に関する制定法のもとでの損害賠償請求に対しては利用できないとすれば、極めて不自然なのである」⁽¹⁹⁶⁾と述べている。

もっとも、不実表示の事案において、寄与過失の法理を持ち出すことには慎重な態度も見せている。表明者が不実表示をした際に、その表示に基づいて被表明者が行動することを意図しており、かつ被表明者が実際に表示に基づいた行動をしたという事実関係において、表明者が、被表明者側の不注意に基づき、損害賠償の減額を主張することは、原則として正

シング」との記述がある。

(193) ‘fault’ は、「落ち度」と訳した。「過失」と訳した場合、‘negligence’ との訳語の重複が生じ、わかりにくいからである。なお、望月・前掲注3) 289-291 頁においては、‘fault’ に特段の訳語を充てず、単に「フォールト」と記述している。

(194) 平野＝板持編代・前掲注3) 247-248 頁〔高橋脩一〕の、寄与過失についての解説も参照。

(195) *Gran Gelato* (n 189) 573.

(196) *ibid.*

当かつ衡平 (just and equitable) とは言えず、認められないとする⁽¹⁹⁷⁾。しかし、Law Reform (Contributory Negligence) Act 1945 が、過失不法行為と制定法の請求が併存する事例に適用されることは明言している⁽¹⁹⁸⁾。寄与過失による損害賠償の減額を認めたという意味では、意義のある裁判例だといえそうである⁽¹⁹⁹⁾。

(197) *ibid* 574.

(198) *ibid*.

(199) McKendrick (n 4) 290–91 は、1967 年法 2 条 1 項に基づく損害賠償について、寄与過失による減額が認められうることを説明するにあたり、Gran Gelato 判決に言及している。もっとも、後述のとおり、Royscot 判決との間で、理論的に整合しないことも指摘している。また、貴族院でも、*Standard Chartered Bank v Pakistan Shipping Corp* において、1967 年法 2 条 1 項に基づく損害賠償請求について、寄与過失による減額が可能であることを述べるにあたって、Gran Gelato 判決が引用されている (*Standard Chartered* (n 200) [17])。

この Gran Gelato 判決については、やや込み入った問題がある。本稿では深入りしないが、Cartwright による Gran Gelato 判決の整理によれば、1967 年法 2 条 1 項に基づく損害賠償請求において、Law Reform (Contributory Negligence) Act 1945 による寄与過失の抗弁を主張できるのは、判例法上の過失不法行為に基づく責任と 1967 年法 2 条 1 項に基づく責任が同時に存在する場合であるとされている (Cartwright (n 17) para 7-29)。

もっとも、Cartwright は、1967 年法 2 条 1 項に基づく請求がなされるときは、立証面での負担が重いため主張されないことがあるものの、通常は、判例法上の過失不法行為責任も同時に存在するため、1967 年法 2 条 1 項に基づく請求において、寄与過失の抗弁は一般的に利用可能だろうとの補足もしている (*ibid* (see footnote 114))。

ただし、Chitty における見解はやや異なるように思われる。Chitty における解説は以下のようなのである。こちらも、Gran Gelato 判決の結論について、1967 年法 2 条 1 項と判例法上の過失不法行為の二つの責任が同時に存在することに基づくものであるとする。そのうえで、責任の引き受けがなされていないなどの理由で、判例法上の過失不法行為責任は認定されないが、1967 年法 2 条 1 項に基づく責任については認められるようなケースもあり得るのではないかとする。そのような場合には、1967 年法 2 条 1 項によって、表明者が詐欺と同様の責任を負う結果として、(判例法上の寄与過失は主張できないことから) Law Reform (Contributory Negligence) Act 1945 も適用されず、寄与過失に基づく損害賠償額の減額はなされないのではないかと指摘している (以上の内容は、*Chitty on Contracts Volume 1 General Principles* (Hugh G. Beale ed, 34th edn, Sweet & Maxwell 2021) para 9-091 による)。

以上が、Chitty における見解であるが、これは Cartwright の考え方ややや異なる (もっとも、Cartwright も、常に、1967 年法 2 条 1 項と過失不法行為の責任が併存するとまでは述べていない)。また、Chitty における見解が正しいとすれば、1967 年法 2 条 1 項の 'fiction of fraud' により、詐欺不法行為と同様の責任を発生させる Royscot 判決のアプローチと、Gran Gelato 判決の寄与過失に関する判断の間の矛盾は存在しないことにもなりそうである。そうすると、本文において取り上げている Gran Gelato 判決に対する McKendrick の見解の妥当性についても、検討する必要があるかもしれない。

以上の問題について、筆者の中では、明確な答えが出せていない。Gran Gelato 判決やそれに対

なお、詐欺不法行為のケースについては、貴族院において、寄与過失による減額を認めない旨の判決が出ている。*Standard Chartered Bank v Pakistan Shipping Corp*⁽²⁰⁰⁾ がそれである。Lord Hoffmann は、前提として、Law Reform (Contributory Negligence) Act 1945 における原告側の落ち度 (fault) は、判例法上 (at common law) の寄与過失の抗弁を生じさせるものであることを要すると述べた⁽²⁰¹⁾ 上で、詐欺不法行為での、判例法上の寄与過失の抗弁の可否を検討している。そして、不実表示が詐欺的になされたようなケースでは、寄与過失による判例法上の抗弁を主張することはできないとした⁽²⁰²⁾。「どんな理由によるにしろ、被告が被害者にさせるのに成功した出捐を、被害者はすべきではなかったという根拠の下で、詐欺的な被告の責任が軽減されることは、正当でないように思われる」⁽²⁰³⁾ と述べている。

Gran Gelato 判決について、McKendrick は、Royscot 判決と整合しないことを、以下の通り指摘している⁽²⁰⁴⁾。彼によれば、Gran Gelato 判決においては、判例法上の過失不法行為から類推する形で、寄与過失による減額が肯定されている。一方、Royscot 判決では、損害賠償の基準は、判例法上の詐欺不法行為に寄せるアプローチが採られている。詐欺不法行為のルールを採用する Royscot 判決の論理からすると、寄与過失は有効な抗弁とはなりえないとしている。裁判例において、損害賠償の範囲については詐欺のルールが、抗弁については過失のルールが用いられることになっており、一貫性 (coherence) を欠いているとも述べている。

どちらも下級審の裁判例ではあるものの、Royscot 判決は、1967 年法 2 条 1 項について、詐欺的不実表示と同様の損害賠償責任を発生させるものであるとの前提のもとで、損害の遠隔性については、詐欺不法行為と同様の基準を用いることを判示した。一方の Gran Gelato 判決は、1967 年法 2 条 1 項に基づく損害賠償に関して、判例法上の過失不実表示と同様の扱いをすべきであると、詐欺の場合は認められない寄与過失による抗弁を利用することがで

する学説の評価を見るにあたっては、注意する必要があるのは確かであろう。もっとも、fiction of fraud を抗弁についても詐欺不法行為に基づく損害賠償のルールを持ち込むものだと考えると、寄与過失の抗弁は利用できないはずであるにもかかわらず、Gran Gelato 判決では寄与過失の抗弁が認められたとの旨の指摘は、Cartwright も行っている (Cartwright (n 17) para 7-29)。Gran Gelato 判決が、1967 年法 2 条 1 項の fiction of fraud の解釈に絡んで、混乱を招きうることは、いえるように思われるため、Chitty における見解は脚注で触れるにとどめ、本文では、主として McKendrick の見解を扱うこととする。

(200) [2002] UKHL 43, [2003] 1 AC 959.

(201) *ibid* [11] – [12].

(202) *ibid* [18].

(203) *ibid* [16].

(204) McKendrick (n 4) 291; McKendrick (n 11) 612.

きると判示した。Gran Gelato 判決で扱われた寄与過失の抗弁の可否という論点は、損害の遠隔性とは異なる議論ではある。しかし、これらの論点はいずれも 1967 年法 2 条 1 項による損害賠償請求の性質を、判例法上の詐欺と過失のどちらに寄せて理解をするかという問題が絡んだものである。Royscot 判決は条文の文言を重視し判例法上の詐欺と同様の性質のものであるという前提に立ったが、Gran Gelato 判決は判例法上の過失と類似の性質だと捉えているようである。McKendrick は、Royscot 判決以外の裁判例は、1967 年法 2 条 1 項の条文中の ‘fiction of fraud’ を重視していないのではないかと指摘し、その一例として Gran Gelato 判決を挙げている⁽²⁰⁵⁾。1967 年法 2 条 1 項に基づく損害賠償の性質の理解（根本的には条文の解釈）は裁判例によって理解が分かれるところであり、詐欺と同様の責任を課す Royscot 判決の考え方は絶対的なものではないといえる。

(d) 貴族院・最高裁判所の動向

Royscot 判決は控訴院による判決であるが、貴族院・最高裁判所のレベルではこの論点についてどのように考えられているのだろうか。結論から言えば、貴族院・最高裁判所は先例性のある判断を示してはいない。下級審のレベルにおいては、すでに言及した *Yam Seng Pte Ltd v International Trade Corporation Ltd* のような、Royscot 判決に反対する裁判例も存在するものの、貴族院・最高裁判所が明確な判断を下した判例は存在しない。1967 年法 2 条 1 項における損害の遠隔性については、控訴院のレベルにおいて先例性のある判断がなされた後、多くの議論が交わされつつも、いまだ貴族院・最高裁判所の判断は出ていないという点で、未決着の問題であるといえる。McKendrick も、Royscot 判決が扱った問題については、少なくとも最高裁判所のレベルでは、オープンなままであるとしている⁽²⁰⁶⁾。

このように明確な判断は存在しない状況ではあるが、貴族院が 1967 年法 2 条 1 項の解釈や Royscot 判決に言及した裁判例は存在する。それが、*Smith New Court Securities Ltd v Scrimgeour Vickers (Asset Management) Ltd* である。この判決においては、事案の解決に直接関係するものではなかったものの、当事者の主張において引用されていたこともあり、Lord Steyn が、「横道にそれる (being side-tracked)」⁽²⁰⁷⁾ ことを承知のうえで、Royscot 判決について意見を述べている。Lord Steyn はまず、Royscot 判決について、1967 年法 2 条 1 項においては、「誠実であるが不注意な表示 (honest but careless representation) に関する損害賠償は、あたかも不実表示が詐欺的になされたかのように、計算すべきである」⁽²⁰⁸⁾ ことを示した裁

(205) McKendrick (n 11) 611–12.

(206) McKendrick (n 4) 285.

(207) *Smith New Court* (n 124) 282.

(208) *ibid* 282–83.

判例であると整理する。そして、問題点は「この法律のかなり緩い文言 (rather loose wording) は、損害賠償額の算定に際して、道義的に潔白 (morally innocent) だった者を、あたかも詐欺の責任があるかのように扱うことを、裁判所に強いるものかどうか」⁽²⁰⁹⁾ であるとする。さらに *Royscot* 判決に関して、「痛烈な学説上の批判 (trenchant academic criticism)」が存在することも指摘している⁽²¹⁰⁾。しかし、最終的には、事案と直接関係がない点であることを理由に、「*Royscot* 判決における判断の正しさについて、結論的な見解を述べることはしない」と述べるにとどめた⁽²¹¹⁾。

以上の Lord Steyn の判示から、*Royscot* 判決に対して賛成しているのか、それとも反対しているのかを判断することは難しい。しかし、学説上の批判に言及していることなどからすると、*Royscot* 判決の結論を直ちに採用することには慎重な立場であると言えそうである。1967 年法 2 条 1 項に基づく損害賠償の範囲が争点の事件が最高裁判所に持ち込まれた場合は、少なくとも、*Royscot* 判決をそのまま適用することはせず、内容の妥当性について検討される可能性が高いように思われる。学説の批判に応じる形で、*Royscot* 判決を覆すことも十分に考えられる。*Cartwright* も、最高裁判所によって、1967 年法 2 条 1 項の解釈がやり直される可能性があるとする⁽²¹²⁾。また、既に何度か言及した、*Cheltenham Borough Council v Laird* も、*Royscot* 判決が、ヨリ上級の裁判所において再検討された場合、覆される現実の可能性があると指摘している⁽²¹³⁾。

4. 小括

Royscot 判決は、1967 年法 2 条 1 項による損害賠償について、詐欺不法行為と同様の損害の遠隔性に関する基準を用いることを判示した。しかし、*Royscot* 判決については、問題があると言わざるを得ないだろう。*Royscot* 判決が判断の根拠とするのが、1967 年法 2 条 1 項の *fiction of fraud* と呼ばれる文言の厳密な文理解釈である。*Royscot* 判決は、条文の文言からして、詐欺不法行為と同様のルールを妥当させる以外はあり得ないとする。しかし、この結論は、過失による表明者や善意無過失による表明者に対し、詐欺と同様の重い責任を課しうるものである。こうした重い責任を課すことを正当化するような根拠づけを、*Royscot* 判決は全く行っていない。また、*fiction of fraud* の文言解釈についても、判決後のみならず、判決前からも複数の解釈の余地があることが指摘されていた。しかし、*Royscot* 判決は、他

(209) *ibid* 283.

(210) *ibid* 283. なお、Lord Steyn は批判的な学説の一つとして、Hooley (n 110) を引用している。

(211) *Smith New Court* (n 124) 283.

(212) *Cartwright* (n 17) para 7-40.

(213) *Cheltenham* (n 143) [524].

のとり得る解釈を退ける積極的な根拠を特段述べていない。以上から、Royscot 判決の理由付けは不十分であり、問題があるといえる。

Royscot 判決は、1967 年法 2 条 1 項について、契約法ではなく不法行為法上のルールを採用することも示している。この結論を導くにあたっても、fiction of fraud の文理解釈を用いているが、この論理は、さらに進んで、詐欺不法行為と同様のルールを用いるべきとの結論に結びついてしまうものである。しかし、契約法ではなく不法行為法上のルールを用いるとの結論は、不実表示はあくまで表示 (representation) であり、契約条項 (term) ではないことを根拠に導くことが可能であると主張する学説がある。この学説に則れば、Royscot 判決のような、fiction of fraud の厳密な文理解釈を根拠にする必要性は無くなってくる。

また、1967 年法 2 条 1 項において、詐欺不法行為と同様のルールが妥当することは、立法者の意思に沿うように見えるが、実際には立法者はそこまで意図していなかったと考えるべきである。1967 年法 2 条 1 項は確かに、詐欺的不実表示による損害賠償のカバー範囲を広げることを意図して制定された。しかし、起草・制定時は、判例法上の過失不実表示の法理が発達していなかったという事情がある。過失不実表示よりも重い詐欺的不実表示に対する損害賠償が、制定法によれば過失の証明すらなく、利用できるという事態までは想定されていたといえる。

さらに、Royscot 判決が、詐欺不法行為のルールを採用したことは、他の裁判例との関係でも混乱を招くことになった。その中の問題の一つが、1967 年法 2 条 1 項による請求に対する寄与過失の抗弁の可否をめぐる問題である。別の裁判例では、1967 年法 2 条 1 項の請求を過失不実表示に寄せる形で、寄与過失の抗弁を認める判断がなされた。損害賠償の範囲については詐欺に寄せ、抗弁については過失に寄せるという運用がなされたのである。貴族院は詐欺不法行為においては寄与過失の抗弁が認められないことを明言しているため、裁判例の論理的矛盾が指摘されている。

貴族院や最高裁判所の態度は不明確ではあるが、Royscot 判決を無条件に採用する可能性は低い。今後、1967 年法 2 条 1 項の解釈は変更されるかもしれない。また、1967 年法 2 条 1 項が、判例法上の過失不実表示に寄せる形で改正される可能性もある⁽²¹⁴⁾。Royscot 判決が、今後も先例性を持ち続けるかは微妙であるといえる。

(214) McKendrick は、判例変更がなされないのなら、立法 (legislation) による対応が必要であるとする (McKendrick (n 4) 285)。

V おわりに

イギリス法における不実表示に基づく損害賠償請求については、判例法と制定法のどちらにもルールが存在する。判例法は、不実表示が詐欺によってなされた場合と過失によってなされた場合とで異なる扱いをしている。詐欺による場合は全損害の賠償義務を、過失による場合は予見可能な損害の賠償義務を課すこととしており、表明者の責任の重さが両者で異なる形になっているのである。また、被表明者の側で、詐欺の存在または注意義務を基礎づける関係を証明しなければならない点も、制定法上の請求と比べた特徴である⁽²¹⁵⁾。

それに対し、制定法は、表明者の主観的態様等の立証を必要とせず、契約締結前の不実表示の存在が認められれば、反証のないかぎり、損害賠償責任を発生させるものになっている。損害賠償責任の発生自体には、表明者の主観的態様等を問わないものであるが、賠償させる損害の範囲を画するためにどのようなルールを用いるのかが問題となる⁽²¹⁶⁾。

これについて、Royscot 判決では、制定法上の請求においても、判例法上の詐欺不法行為で用いられる損害の遠隔性に関するルールが妥当するものとされた。つまり、表明者の詐欺が立証されていなくとも、不実表示から生じた全損害を賠償する義務を表明者は負うことになる。条文中の *fiction of fraud* と呼ばれる詐欺に言及する箇所の文理解釈が、この結論の根拠とされた⁽²¹⁷⁾。

しかし、Royscot 判決の内容については学説からの批判が数多くなされてきた。判決内容自体に対する主な批判として、Royscot 判決の結論は表明者側に酷であること、異なる条文の解釈が可能であることの2点が挙げられる⁽²¹⁸⁾。また、Royscot 判決が採った立場は、一見すると立法者の意思に沿っているように見えるが、実際には立法時には想定されていたものとは言い難い⁽²¹⁹⁾。さらに Royscot 判決とは異なる条文の理解をしていると考えられる同時期の裁判例も存在する⁽²²⁰⁾。貴族院・最高裁判所が、Royscot 判決の立場を積極的に支持している様子もない⁽²²¹⁾。従って、Royscot 判決が、制定法上の不実表示による損害賠償請求における損害の遠隔性に関する、適切な判断であるとみなすことはできないと考えられる。

本稿では、この論点に関する判例法理が、今後どのように展開していくかまでは、考察す

(215) II 2 参照。

(216) II 2 及び II 3 参照。

(217) III 参照。

(218) IV 3 (3) (a) 参照。

(219) IV 3 (3) (b) 参照。

(220) IV 3 (3) (c) 参照。

(221) IV 3 (3) (d) 参照。

ることができなかった。しかし、立法当時と比較して現在は判例法上の過失不実表示に関する理論が発達しているため、判例法上の過失不実表示とのバランスを意識したルールへと変容する可能性があるだろう。また、1967 年法 2 条 1 項の要件規定は、容易に損害賠償責任を発生させるものであるから、どのような理論構成によるにしろ、損害の遠隔性の判断や損害賠償額の算定といった局面では、ある程度控えめなルールをとるほうが、バランスが取れているように思える。制定法により与えられる損害賠償は控えめなものとし、ヨリ多額の損害賠償を請求したい者は、判例法上の請求をするような形の制度設計も考えられるかもしれない。

本稿は、イギリス法の分析のみにとどまったため、比較法的な検討も、ほとんど行うことができなかった。本稿で扱った論点は、判例法上の請求と制定法上の請求の関係が問題となったものであった。このような問題は、判例法の重要性が非常に高い英米法の特徴を反映しているといえるかもしれない。また、本稿では損害の遠隔性に関する問題を主に扱ったが、そもそも契約の締結に際しての不実表示について一律に損害賠償責任を課す 1967 年法の規定自体も特徴的であるように思える。日本法には、事実と反する表示一般を対象として損害賠償責任を課すような規定は存在しない。そのため、イギリス法のほうが、手厚い救済を用意している印象を受ける。もっとも、現在のイギリス法の制度は、これまで見てきた通り、重すぎる損害賠償責任を発生させるものであることも否定できない。他の法域も含めて、契約締結にあたっての誤った内容の表示への対応について幅広く検討すれば、よりよい規定や制度の在り方が見えてくるかもしれない。今後、機会があれば、こうした観点からの調査・研究も行っていきたい。

* 引用・参照したウェブサイトは、2025 年 5 月 30 日に最終アクセスした。また、同日を現行法の基準日とする。

* 本稿は、2024 年度後期に受講した神戸大学法学部の「特別講義社会問題自主研究」において執筆したレポートに加筆修正を施したものです。指導教員を引き受けてくださった板持研吾先生には、熱心かつ丁寧なご指導をいただきました。熊代拓馬先生にも、研究や執筆の各段階で、多くのご助言をいただきました。また、六甲台論集編集委員会の皆様は、学部生である筆者に投稿の機会を与えてくださいました。本稿の執筆・投稿にあたってお世話になった皆様に、記して感謝申し上げます。